改正後	改 正 前
(別記4 別紙様式第10号)	_(新設)_
令和 年度サポート体制構築事業成果報告書(○○都道府県)	
11相 十反 9 4 1 件间悔采事未以未取日音(○○即旦川 宗)	
<u>番</u> <u>号</u>	
<u>年 月 日</u>	
<u>○○農政局長 殿</u>	
○○都道府県知事	
<u>0000</u>	
新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号)別記4	
の第7の4の(3)のエの規定に基づき、下記のとおり報告します。	
<u> </u>	
記	
以上	
調査結果報告(令和○年度受講生・研修コース名)	
<u> </u>	
1. 研修修了生の進路等	
1. 削修修1工公库时台	

改正後

(注) 1 事業終了年度の翌年度から3年間を調査対象期間とし、調査時

	± 44 + 44	+ W + + + -	± 314 t+ t+ 0	***	/++ y
	事業実施	事業実施1	事業実施2	事業実施3	<u>備考</u>
	<u>年度</u>	<u>年後</u>	<u>年後</u>	<u>年後</u>	
	(令和〇	(令和○年	(令和○年	(令和○年	
	<u>年度)</u>	<u>度末)</u>	<u>度末)</u>	<u>度末)</u>	
研修修了者数		<u>名</u>	<u>名</u>	<u>名</u>	
(A)					
Aのうち、新規		<u>名</u>	<u>名</u>	<u>名</u>	
就農者数(B)		(=(B)/(A)	(=(B)/(A)	(=(B)/(A) %	
		<u>%)</u>	<u>%)</u>	<u>)</u>	
Aのうち、今後		<u>名</u>	<u>名</u>	<u>名</u>	
の就農の意向が		(=(C)/(A)	(=(C)/(A)	(=(C)/(A)	
<u>ある人数 (C)</u>		<u>%)</u>	<u>%)</u>	<u>%)</u>	
Cのうち、就農		<u>名</u>	<u>名</u>	<u>名</u>	
に向けた研修を		(=(D)/(A)	(=(D)/(A)	(=(D)/(A) %	
受講している人		<u>%)</u>	<u>%)</u>	<u>)</u>	
<u>数(D)</u>					
<u>A</u> のうち、今後		<u>名</u>	<u>名</u>	<u>名</u>	
の就農の意向が		(=(E)/(A)	(=(E)/(A)	(=(E)/(A) %	
<u>無い人数 (E)</u>		<u>%)</u>	<u>%)</u>	<u>)</u>	

点は調査対象年度末とする。(例:令和5年度受講生は令和6年度末 (令和7年3月31日)、令和7年度末、令和8年度末の3回調査を実施 する。)

- 2 割合は小数点以下第2位切り捨て。
- <u>3 単年度に複数コースを開催する場合や複数年度</u>開講する場合は、 上記の表をコース・年度毎に追加する。

2. 研修修了生の属性等

(1) Aのうち、新規就農者 (B)

改正前

				ī	改 正	後					改正前
	年齡	<u>性</u> <u>別</u>	居住 地 (研 修開 始 時)	研修開始始度した上上 <th>居住 地 (現 在)</th> <th>就農場所</th> <th><u>就農</u> 時期</th> <th>就農形態</th> <th><u>就農し</u> <u>た理由</u></th> <th>作旦</th> <th></th>	居住 地 (現 在)	就農場所	<u>就農</u> 時期	就農形態	<u>就農し</u> <u>た理由</u>	作旦	
例	43 歳	男	東京 千田 区	IT 業社 ※済合 開にした を記載	●● 県市△ 村×地	※ 主たる農地の所在地等を記載	<u>2024</u> <u>年4</u> <u>月</u>	<u>雇用就農/自営就農</u>	~~~ ~~~ ~~~ ~~~ ~~~ ~~~ ~~~	野菜	
1											
<u>2</u>											
<u>3</u>											
4											

					改	正後	ź			
(2) A0	のうち	o、今後(の就農の	意向が	ある者	(C)	<u></u> (3)	に該当す	<u>る者を</u>
	<u>争</u>	性別	居住地 (研修 開始 時)	時に して 他」 及び	開始 (注事 (いた 産業 (就業)	居住地 <u>(現</u> 在)	就農 予 定・ 希望 時期	<u>予定</u> <u>形態</u>	就農を 希望す る理由	予定作目
1 2 3 4				<u>#</u>	<u>態</u>					
(3			o、就農/							
	年齢	<u>性</u> <u>別</u>	居 地研 修 始 時)	研開時従しい他業及就形修始に事てた産業び業態	<u>居住</u> 地 (現 在)	研修 場所	<u>農</u> 準 <u>備</u>	就農	就 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	定定
1										

				7	女 正	径				
<u>2</u>					<u> </u>					
1 2										
<u>3</u>										
<u>4</u>										
	ı							1	l	
(.	4) AG	りうち	、今後の	就農の意向	が無いā	ち (E)				
	<u>年</u>	性	居住地	研修開始		主地		を断念	念した理由	
	齢	<u>别</u>	<u>(研修</u>	時に従い		 〔現				_
			開始	していた		()				
			時)	他產業						
				及び就美	<u>É</u>					
				形態						
1										
<u>2</u>										
3										
4										
(3)	<u>」</u> 主)	単年四	きに複数コ	_ ースを開催	<u> </u>	や な	复数年度1	具講す	ろ場合け	上記
				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	17 0円・ブ	シのロスト	<u></u>
	1		<u> </u>		<u>/ 'Vo_</u>					

改正後	改正前
(別記4 別紙様式第 <u>11</u> 号)	(別記4 別紙様式第 <u>10</u> 号)
全国データベース等利用権限委任状	全国データベース等利用権限委任状
(略)	(略)
上記の者に、下記のことを委任する。	上記の者に、下記のことを委任する。
 全国データベース(新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。)の閲覧及び市町村就農相談カルテ等の入力業務や情報管理 農業委員会サポートシステム(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け農林水産事務次官依命通知)第3の4の(5)のシステムをいう。)の閲覧。 	全国データベース (新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。)の閲覧及び就農相談カルテ等の入力業務や情報管理 農地情報公開システム (農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け農林水産事務次官依命通知)第3の3の(5)のイのシステムをいう。)の閲覧。
なお、委任を受けた者は、全国データベースや <u>市町村</u> 就農相談カルテ <u>(参入相談カルテを含む。)</u> の個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。	なお、委任を受けた者は、全国データベースや就農相談カルテの個人情報に ついては、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。
○○市町村長 ○○	○○市町村長 ○○

改	 (正 後		
(別記4 別紙様式第 <u>12</u> 号)		(別記4 別約	紙様式第 <u>11</u> 号)
サポート体制構築事業に	工係る個人情報の取扱いについて	サ	ポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて
(略)		(略)	
(別添様式例)		(別添様式例)	
個人	情報の取扱い		個人情報の取扱い
	についてよくお読みになり、その内 情報の取扱いの確認」欄に署名をし		個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に 場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてくださ
サポート体制構築事業	に係る個人情報の取扱いについて	j	ナポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて
(略)		(略)	
(令和4年3月29日4 命通知別記6)の事業 部を委託された者、者 道府県、市町村、農業	生事業(新規就農者育成総合対策実施要綱付け3経営第3142号農林水産事務次官依 選実施主体及び事業実施主体から業務の一 那道府県農業委員会ネットワーク機構、都 選委員会、農地中間管理機構、サポート体 引組合、○○、○○)(※ その他追加する機 3こと)	関係機関 (注) ※ (略)	国、農業人材確保推進事業(新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け経営第3142号農林水産事務次官依命通知別記6)の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、サポート体制参画機関(JA、○○、○○)(※ その他追加する機関があれば明確にすること)
/•\ \PH/		/•/ /#U/	

改正後	改正前
(別記4 別紙参考様式1)	(新設)
(別記4 参考様式1)	
市町村就農相談カルテ	
中町門机展相談ガルデ	
整理番号 初回查録年月日 最終更新年月日	
相談形態 □ 電話 □ 面接 □ 手紙 □ Eメール □ その他	
就農相談員情報	
氏名	
所属組織・団体名	
電話番号	
メールアドレス	
1 相談者基本データ	
7 1 1/2 1	
K A	
世	
選 電話番号 1 電話番号 2 電子メール 7 ドレス	
生年月日 (滴 歳) 性別 □ 男性 □ 女性 □ その他	
□ 会社員 □ 自営業 □ 字生 □ 農業従事者	
版 東	
□ その他	
本人年収 百万円 世帯年収 百万円	
配偶者の有無	
族 子供の人数・年齢	
□ 南島有り・協力有り □ 同意有り・協力有り □ 同意有り・協力無し □ 同意無し・協力無し □ 同意無し・協力無し □ 本り(AT限定) □ 大型特殊(急辨者限定含む)	
選転免許 □ 無し(歌得意吹有り) □ 無し(歌得意吹有り) □ 無し(歌得意吹有り) □ 無し(歌得意吹有り) □ 無し(歌得意吹有り) □ 無し(歌得意吹有し)	
格	
出身地 都道府県	

改正後	改正前
2 農業との関わり・経験等 □ 両親が農家 □ 両親は農家ではないが、祖父母が農家 □ 非農家 □ その他 農業との 闘わり 最地の所有・営農状況 ((国田が広梨・「田部は正潔・ではない・ ・ 親のすけ・電源は産乳化・場合。 同 超又は祖父は中の財命の用有・営産収及 を記載し	
□ 成作業の経験無し □ 農業体験程度 □ 実容や観慮等の手伝い程度 □ 学校の実習程度 □ 研修中 □ 研修済み 「料値中」、「研修みみを送死した場合。以下を記弦 ・ 研修開閉。 ・ 研修期間。 ・ 研修用容 ・ の記録 □ 最高法人等で最作業に従事 ・ 量素法人等で最作業に従事・ 選系法人等で最作業に従事・ 動液中数・動液中容 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
3 個人情報の関係者共有の可否 「個人情報の取り扱いについて」の同意 ロ 用意 ロ 非同意	
4 就農準備情報について 1) 就農準備を行う部連府県、市町村	
当市区町村に関心を持ったきっかけ	
移住・就農に向けた課題	

改正後	改正前
	, <u> </u>
3) 必要とする情報 □ 農業をはじめる手順 □ 栽培する品目の選択について	
□ 農業をはじめる地域の選択について □ 農業体験・見学会の精催情報	
□ 農業を学べる学校・研修の情報 □ 国や自治体の支援情報	
□ 農業法人等の求人情報 □ 新規就義者の事例 □ 無性連絡	
□ その他	
4)就農を意識した動機	
5)どんな農業をしてみたいか	
6)関心のある事項	
口 有機栽培·減量蒸栽培 口 水精栽培 コ 観光農園	
□ 加工品の製造・販売 □ 輸出 □ 農家レストラン	
□ 農家民泊 □ スマート農業 □ わからない	
□ その他	
7)就農希望地	
新	
1 住屋の確保について	
□ 現住所で対応可能 □ 転居が必要(確保見込み有り) □ 転居が必要(確保見込み無し)	
新道府県 市町村 第	
全性層の確保について	
□ 現住所で対応可能 □ 転居が必要(確保見込み有り) □ 転居が必要(確保見込み無し)	
第	
金 住居の確保について	
□ 現住所で対応可能 □ 転居が必要(確保見込み有り) □ 転居が必要(確保見込み無し)	

改 正 後	改正前
8) 希望作目 日 接作 日 実践作 日 雑穀・いも・豆類 日 茶・たばこ等	
□ 富地野菜 □ 施設野菜 □ 果樹 □ 富地花き・花木	
一 施設在き・花木 □ その他作物	
□ 酪農 □ 肉用牛 □ 菱豚 □ 菱鱗(锭卵鏡)	
□ 数款(プロ4ラー) □ その信畜産 □ 接数・いも・豆類 □ 茶・たばご等	
世 □ 露地野菜 □ 施設野菜 □ 果樹 □ 露地花き・花木	
2	
□ 酪農 □ 肉用牛 □ 養豚 □ 養鶏(採卵巣)	
□	
□	
3 元 施設花き・花木 □ その他作物	
□	
□ 東京(フロイラー) □ ての拒由度	
日 農業法人等で働きたい	
働き始める時期 □ すぐにでも □ 1年以内 □ 3年以内 □ 未定	
参望する雇用形態 口 正社員 口 契約社員 口 パートタイム	
一	
□ わからない	
希望年収	
□ 選体2日 □ 長期休暇がとりやすい □ 残棄が少ない 選携する 周用機成 □ 定期的な罪絵 □ 育成プログラムが優れている □ 社会保険	
■用環境	

				Ī	炇	正	後						
П	自分で農業経営	を始め) <i>†</i> -L1										
	D) CARACE	- ZAIO	_	すぐにでも] 1年以	力		3年以	内		5年以	内
	経営を始める	時期		未定	+	148	AP3	П	0+%			0+0	KP3
	用意できる自	· コ ※	_	不足	_			1					
	研修の希望			希望無し	Τ,	3 希望4	- 11						
	研修の布金	Ĕ.			+								
	経営開始 の労働力	ŧ		単独	+	家族・	/ - F	7-					
				その他									
	親・親戚等の農	業経営	体で個	きたい									
	独立に向けて研												_
	差切する												
	□ 就農予定地の研修プログラムに 希望する 研修方法 □ 就農予定地の農業者の下でも □ 仕事をしながら研修		者の下で研	修		農業法	¥人.	で働きな	がら研	修			
		研修方法				コ オンライン研修							
	希望する研修期	間											
П	経営を継承した	LA											
				全て継	录			部継承		Т	他の作	手目で継	录
	経営継承後の (経営参画等		_	その他			_	AIP (SEE 22)			100711		
				COME									
	未定												
0	20H												
5相]談内容等 ^{相談内容}												
		ı			住	居·施設				母	修		
	自治体受力	入支援				資金			農	業法	人等求。	,	
	雇用就農希望者談	からの)相	□ その	他								
2) 月	所感、申し送り事	項											
L													

		Ş	火	正	後	
5 就農支援情報 1)研修支援	!					
施設·法人名						
研修期間						
研修内容						
施設·法人名						
研修期間						
研修内容						
2)就農希望者の	支援ニーズ	,				
	市町村独				就農計画	作成サポート
_		械のあっせん	_			開拓に向けた支援
□ 地元農家	や地域住民	との交流促進の取組		子育で支援	等)	E居のあっせん・手当
3)農地支援						
57 MR PG X 1/K		Ħ			畑(露地野	F菜)
必要な農地の料	類	畑(施設野菜)			畑(樹園	
		畑(その他(花き)			有機栽培	音等
必要な農地の面	積		アール			
取得希望時期		すぐにでも	П	1年以内	ħ	1年超3年以内
取得布里時		3年超5年以内		その他		
希望借受期間		5年未満20年以上	Ш	5年超10年	未満	10年超20年未満
		20年以上				
農地支援 対応状況						

家畜導入支援 要な家畜 A 種類 要な家畜 B 種類	類羽敷	
要な家畜 A 種類 要な家畜 B 種類	臨羽鈴	
要な家畜 A 種類 要な家畜 B 種類	商政教	
要な家畜 A 種類 要な家畜 B 種類	商33 款	
要な家畜 A 種類 要な家畜 B 種類	晒 羽 數	
要な家畜 B 種類		
	類羽数	
	頭羽數	
要な家畜 D 種類	頭羽數	
対応状況		
設備支援施設名	:	
要な施設・設備 A 規模		ī積
施設名 要な施設・設備 B	1	
要な施設・設備 B 規模	面	面積
寒な施設・設備 C 施設名		
規模		面積
要な施設・設備 D 規模		石積
双. 使	00.4	HER
対応状況		
機械支援		
要な機械 A 型式、性能		台數
要な機械 B 型式、性能		台數
要な機械 C 型式、性能 要な機械 D 型式、性能		台數
		D M
対応状況		
継承支援		
譲時期 1~2年後	5年以内 5~	~10年未満
	Ħ	畑(露地野
承したい資産(農地)	畑 (施設野菜)	畑(樹園
ACIEC SEE	畑(その他(花き))	有機栽培
	その他(採草放牧地)	

改正後	改正前
継承したい家畜 A 種類 頭羽数	
継承したい家畜 B 植類 頭羽数継承したい家畜 C 種類 頭羽数	
継承したい家畜 D 権類 顕羽数	
施設名	
継承したい施設・設備 A 規模 面積	
施設名	
継承したい施設・設備 日 規模 面積	
継承したい施設・設備 C	
規模 面積	
- 継承したい施設・設備 D	
継承したい機械 A 型式、性能 台数	
継承したい機械 B 型式、性能 合数	
継承したい機械 C 型式、性能 台敷	
継承したい機械 D 型式、性能 台数	
超系したい資産 (修設・設備及 所有権移転(有償) リース (所有権移転付) び最重用機能)の影響方法 リース (延伸発転性) 、	
び農業用機械)の取得方法 リース(所有権移転なし) 所有権移転(無償譲渡)	
継承したい資産 (施設・設備及び農業 用機能) のリース期間 10年来海 20年に 20年に 20年に 1	
用機械: のリース期間 10年超20年末演 20年以上	
対応状況	
6 初期経営情報 1) 就農状況	
新たに農業経営を開始 親とは別に新たな部門を開始 親の農業経営を提承	
雇用就機 (雇用就豊の法人名) 規元就農 (継承予定年月日) 第3 春継承	
別り物 総外	

改 正 後	改正前
2) 認定新規紙業者認定の有無 □ 無し □ 有り	
3)経営区分 □ 法人 □ 個人 □ 任意団体 □ その他	
4) 農棄地域類型区分 ①主とる當棄地域 □ 都市的地域 □ 平地農棄地域 □ 中間凝棄地域 □ 参較景棄地域	
②主たる舊農地域 ロ 水田型 ロ 田類型 ロ 知地型	
5) 盆農作物等	
作目名 作付面積 生産量 kg	
u ke	
e kg	
6)経営規模	
口 田 口 煩(歡地野菜)	
□ 類 (施設野菜) □ 類 (相圏地) 「 類 (本の他 (花き)) □ 有機軌場等	
□ その他〈採草放牧地〉	
所有面核 a 借入面核 a	
作业的证明	
実績(作業面積または収穫量等)	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / 	
宗沖鉤楽家畜 崔類 誤羽教	
法	
短/規服用者数	

改 正 後	改正前
7) 直近年の収支状况 個人 法人	
原来収入(A) 當業利益·収益(a)	
農外収入(A) 當業外利益·収益(b)	
農業支出(B) 営業外費用(c)	
農外支出(B) 経常利益a+⟨b−c⟩	
農業所得①(A−B) 税引(資当期利益	
農外所得(T)(A-B) 農業に係る直近年売上高(T)	
所得合計② 法人の直近年の売上高②	
费所得的合(①/②)	
8)個人・法人の経営研変(要約)	
9)支援制度活用状况等	
青年等就裏資金の借入 □ 無し □ 有り	
経営発展支援事業 コ 無し ロ 有り	
経営発展支援事業 のうち 生活資金 コ 無し ロ 有り	
上記以外の支援制度	
法人化希望の有無 □ 無し □ 有り	
育色中告の有無 コ 無し ロ 有り	
□ 無し □ 収入保険 □ 農業共済	
意業保険加入状況 コ その他	
農業経営改善計画 コ 無し ロ 有り	
経営・資金に関する支接状況	
技術上の製造	
主な振路	

	改正前
	7
販路の強速 技術・販売に関する支援状況	
JA加入状況 JA加入の有無 □ 無し □ 有り 青年部等加入の有無 □ 無し □ 有り 生成部会和外の有無 □ 無し □ 有り	
その他のネットワーク加入状況 地域ネットワークに関する課題	
地域ネットワークに関する支護状況 生活に関する課題	
生活に関する支援状況	

改正後	改 正 前
	_(新設)
川紙参考様式 2)	
(別記4 参考様式2) 法人用	
参入相談カルテ	
整理番号 初回登録年月日 最終更新年月日	
1 希望法人の情報	
フ リ ガ ナ 法 人 名	
フ リ ガ ナ	
代表者氏名	
法 人 番 号 法人設立年月日 西暦 年 月 日 フ リ ガ ナ 40 単 45	
担当者氏名	
中 市区町村 住 所	
(町名番地)	
連 電話番号 1 電話番号 2 (FAX番号等) 絡 先 電子メールアドレス	
年 電子メールアドレス 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
主な業務内容	
□ 製造業 □ 建設業 □ 卸売・小売業 □ 飲食店・宿泊業	
□ 運輸業 □ 情報通信集 □ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業	
□ 農業 □ 林栗 □ 漁業 □ 金融・保険業	
業 □ 原来 □ ヤボ □ MA □ エIR FRICK ■ B □	
□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ サービス業(他に分類されないもの)	
口 その他 (その他の内容)	
資 本 金 円	
従業員数 人	
うち農作業従事予定者数	

		i	改	1	E	後		
2	相談事項							
		農業への参入方法			農	業参入への)心	構え
	出层	農業参入にあたっての支援領	策(活)	用でき	きる融	資、補助事	業	寿)
	農地	也所有適格法人の要件			農地	也リース方式	式の	要件
	農地	也の確保方法 (購入)			農地⊄	の確保方法	(借	j 受 け)
		認定農業者制度			定款	《、事業計画	 の	策定等
		農畜産物等の販路			協	力先農業者	すの i	紹介
		作物の選定、栽培技術			(作	作物の品目名	名)	
		(その他の内容)						
	備考	(例:有機農業で参入し)	たい等))				
3	農業の知	識・経験						
	法人	人としての農業の知識			角	無し	-	有り
	法人	としての農作業の経験			Ħ	無し □	4	有り
	経営者個	人又は担当者の農業の知識	ž			無し □	+	有り
	経営者個人	人又は担当者の農作業の経!	験		弁	無し □	1	有り
4	農業への	参入目的						
		新たな事業展開		販売	も物・2	加工用原料	の	自社生産
	地:	域貢献・社会貢献		in the second	- 福連	携(障がい	\者)	星用)
		業員・機械等の有効活用(・	周年雇	用等))		#	持になし
	その他		(その	他のロ	内容)			

		改	正後		
5 参入に向けての					
□ 具体的な参入計画	あり。すぐに参	入したいの)で農地を紹介して欲しい。		
□ 参入を計画中。第	件(農地、パー	トナーなと	() が合致するところを探したい	0	
			ご) が合致するところがあれば参	入した	u.
□ 参入を検討するが	めの情報を収集	したい。			
□ その他			(その他の内容)		
6 「農業参入フェ	7」(相談会)	について			
□ 国主係	のフェアに参加	したことか	くある		
□ 都道府県領	主催のフェアに	参加したこ	とがある		
	参加したこと	はない			
7 農地所有適格法	について				
□ 要件を知って	va □	聞いたこ	とはあるが、要件は知らない		知らない
8 農地中間管理事	*!:ついて				
□ 制度を知って		聞いたこ	とはあるが、制度は知らない		知らない
9 農業への将来構			本業を補足する部門としたい	T_	#hire do I
□ その他 (その	していきたい		本来を補足する部門としたい		特になし
L COME (CO	20/F1#7				
10 農業への参入形	Š.			_	
□ 事業拡大 (農	部門の設立等)		新法人・子会社の設立		
	-ビスの実施			_	
□ 農業支援サ					

		改正後	
Г			
	備考		
L			
11	希望する作目・規格	模	
	種類	品目名・品種名等	経営規模(作付面積・飼養頭数等)
-			
0			
-			
-			
-	肉用牛		
	養豚		
0	養鶏(採卵)		
	養鶏(ブロイラー)		
	その他畜産		
	特になし・未定		

	改正後
12 参入を希望する地	域
	都道府県 市町村
	都道府県市町村都道府県市町村
13 農地等について	are American
必要な農地等の種類	山 田 山 畑 (露地野菜) 山 畑 (施設野菜) □ 畑 (樹園地) □ 畑 (その他) □ その他 (採草放牧地等) (水耕するのか、土地を耕作するのか)
必要な農地の面積	rd
農地等の取得方法等	□ 買いたい □ 借りたい(賃貸借) □ 借りたい(使用賃借) □ 腸作業の受託 □ 経営の受託(施設、機械等の資産を含む) □ 未定
農地の希望買入価格	円 農地の希望賃料 円/10a
取得希望時期	□ すぐにでも □ 1年以内 □ 1年超3年以内 □ 3年超5年以内 □ その他 〈その他の内容〉
希望借受期間	□ 5年未満 □ 5年超10年未満 □ 10年超20年未満 □ 20年以上
継承を受けたい資産 (施設・設備)	
継承を受けたい資産 〈農業用機械〉	
継承を受けたい資産 の取得方法	□ 所有権移転(有信) □ 所有権移転(無信譲渡) □ 貸借(有償) □ その他
備考	

				改	ī	 E 後		
_		援サービ						
,	農業支持	サービスの	の提供	i D f	īЭ	□ 行わた	はい	□ 検討中
Г				農作業受託		機械設備のリー	ース・レ	ンタル、シェアリ
1	ナービス	の分類	-			合 口 デー	タ分析	
L				その他 (その	他の内	容)		
Г	主なサー	ビスの内容	\$	(例) ドローン(よる農	ł薬散布、自動損	巣舵トラ	クターのリース
15	サーヒ	この対象	作目					
П	_	稲作	П	麦類作	П	雑穀・いも・豆	類□	工芸農作物
0	2	地野菜		施設野菜	-		_	露地花き・花木
	施影	花き・花木		その他の作物	in in	(具体	*的作物	名等〉
		酪農		肉用牛		養豚		養鶏(採卵)
	養鶏	ブロイラー:		その他畜産		(具体	的畜種	名等)
16	受託司	「能な農作	業					
□	耕起	代掻き(田)		田植え		収穫·調製		耕起・整地(畑)
П	相	種·定植		除草		防除		整枝・剪定
	要	粉·摘果		育苗		保全管理		
		その他				(その他の内容)		
17	受託司	「能な時期						
								1
18	サーヒ	スを提供	するぉ	也域				
Г					直府県			
				都這	首府県			
				都這	直府県			

改 正 後	改正前
<u> </u>	<u> </u>
10. 才会协会社会研究	
19 その他の特記事項	
00. eth 1.78 I 1 str-viii ide	
20 申し送り事項等	

改正後	改正前

別記5農業教育高度化事業の新旧対照表 改正後 改正前 (別記5) (別記5) 農業教育高度化事業 農業教育高度化事業 第1~第3 第1~第3 (略) (略) 第4 全国事業 第4 全国事業 1 事業実施主体 1 事業実施主体 (略) (略) 2 事業内容 2 事業内容 (1)農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施 ア 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組 イ 農業教育機関の学生や現役農業者等の能力向上に資する取組

(i) 主に以下に掲げる内容を含む、就農後に有益な知識を習得でき る研修

a~d (略)

- e 農福連携など、多様な主体の活躍につながる農業経営のための 取組
- (ii) 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流 (略)
- (2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組 所在する都道府県への就農を原則としない民間団体が運営する農業教 育機関等は、第5の4の(1)から(5)まで及び(7)の取組を実施 する。

なお、事業実施に当たっての留意事項は、第5の12の(2)から (9) までを準用する。

- (1) 農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施
 - ア 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組
 - イ 農業教育機関の学生や現役農業者等の能力向上に資する取組
 - (i) 主に以下に掲げる内容を含む、就農後に有益な知識を習得で きる研修

a~d (略)

(新設)

- (ii) 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流 (略)
- (2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組 所在する都道府県への就農を基本としない民間団体が運営する農業教 育機関等は、第5の4の(1)から(5)まで及び(7)の取組を実施

なお、事業実施に当たっての留意事項は、第5の12の(2)から (9) までを準用する。

 $3 \sim 8$

(略)

第5 都道府県事業

1 都道府県農業教育高度化プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第3号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン(以下「高度化プラン」という。)を作成する。

高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、現在抱える農業人材に関する課題を克服するために必要な農業教育のあり方、新規就農者数等の数値目標、それぞれの農業教育機関の役割、農業教育の高度化を図るために必要な取組等を記載する。

また、高度化プランは、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標 達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。<u>加えて</u>、必要に応じ て高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。

2 • 3

(略)

4 事業の内容等

(略)

(1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化

(略)

ア~ウ (略)

エ 国際的に通用する農業生産工程管理 (GAP)、輸出力強化、6次産業化、<u>農福連携</u>等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施オ〜カ (略)

(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入

農業教育機関は、(1)及び(4)の取組を実施するために直接必要となる研修用の農業機械(アタッチメントを含む。)又は農業設備(以

 $3 \sim 8$

(略)

第5 都道府県事業

1 都道府県農業教育高度化プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第3号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン(以下「高度化プラン」という。)を作成する。

高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、現在抱える農業人材に関する課題を克服するために必要な農業教育のあり方、新規就農者数等の数値目標、それぞれの農業教育機関の役割、農業教育の高度化を図るために必要な取組等を記載する。

また、高度化プラン<u>について</u>は、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。<u>また</u>、必要に応じて高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。

2 • 3

(略)

4 事業の内容等

(略)

(1)農業教育機関における教育カリキュラムの強化(略)

ア~ウ (略)

- エ 国際的に通用する農業生産工程管理 (GAP)、輸出力強化、6次産業化、<u>環境配慮型農業</u>等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施オ〜カ (略)
- (2) 研修用農業機械又は農業設備の導入

農業教育機関は、(1)及び(4)の取組を実施するために直接必要となる研修用の農業機械(アタッチメントを含む。)又は農業設備(以

下「機械等」という。)を導入する。

対象となる機械等は、教育カリキュラムを強化し、農業教育の高度化 を図るために導入するものであり、<u>取得価格</u>が50万円以上であって、 原則として新品の機械等とする。

なお、研修に必要な機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な 汎用性の高い機械等(運搬用トラック、ショベルローダー、バックホ ー、パソコン、プロジェクター、冷蔵設備等)や既存の機械等の更新 (農業教育機関が所有する既存の機械等の代替として同種、同規模、同 効用のものを再度導入するものをいう。) については補助対象としな い。

- (3)(略)
- (4) 若者の就農意欲を喚起するための活動

事業実施主体は、若者の就農意欲を喚起するため、以下のアからオまでに掲げる取組を実施する。

(略)

 $(5) \sim (7)$ (略)

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 国の補助
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 国は、政策的に重要な取組(以下「重点取組」という。)について、優先枠を設定する(優先枠以外を一般枠とする。)。

優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取 組とする。

- 4の(1)のア及びイの取組
- \cdot 4の(1)のア又は \checkmark の取組を実施するために必要な(2)、
- (3) 及び(5) の取組

また、予算配分に当たっては、研修受講予定者数、就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

なお、重点取組だが優先枠として予算配分されなかった取組及び重 点取組以外の取組については、一般枠として、予算配分を行う。 下「機械等」という。)を導入する。

対象となる機械等は、教育カリキュラムを強化し、農業教育の高度化 を図るために導入するものであり、本体価格(税抜き)が50万円以上 であって、原則として新品の機械等とする。

なお、研修に必要な機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な 汎用性の高い機械等(運搬用トラック、ショベルローダー、バックホ ー、パソコン、プロジェクター、冷蔵設備等)や既存の機械等の更新 (農業教育機関が所有する既存の機械等の代替として同種、同規模、同 効用のものを再度導入するものをいう。)については補助対象としな い。

- (3)(略)
- (4) 若者の就農意欲を喚起するための活動

事業実施主体は、若者の就農意欲を喚起するため、以下のアからオまでの掲げる取組を実施する。

(略)

 $(5) \sim (7)$ (略)

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 国の補助
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 国は、政策的に重要な取組(以下「重点取組」という。) について、優先枠を設定する(優先枠以外を一般枠とする。)。

優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。

- 4の(1)のア及び才の取組
- ・4の(1)のア又は $\underline{\mathbf{z}}$ の取組を実施するために必要な(2) $\underline{\mathbf{z}}$ (3)の取組

また、予算配分に当たっては、研修受講予定者数、就農率、新規 就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

なお、重点取組だが優先枠として予算配分されなかった取組及び 重点取組以外の取組については、一般枠として、予算配分を行う。 (6)(略)

9~11(略)

- 12 その他事業に関する留意事項
 - $(1) \sim (7)$
 - (8) 4の(2)により導入した機械等については、効率的な利用を図る 観点から、本事業の取組<u>を</u>実施しない時間帯や期間がある場合には、 当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用 できる。
 - (9)(略)
 - (10) 本事業で導入する機械等については、「農業用機械施設補助の整理 合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事 務次官依命通知)を適用しない。
 - (11) 農業機械等をリース導入する場合の留意点等は、以下のとおりとする。
 - アリース期間は、法定耐用年数以内とする。
 - <u>イ リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」とい</u> う。) については、次の算式によるものとする。
 - 「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×助成率 _(1/2以内)_

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年 数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合 にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式に よるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

(6)(略)

9~11(略)

- 12 その他事業に関する留意事項
 - $(1) \sim (7)$
 - (8) 4の(2)により導入した機械等については、効率的な利用を図る 観点から、本事業の取組<u>に</u>実施しない時間帯や期間がある場合には、 当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用 できる。
 - (9)(略)

(新設)

(新設)

「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「耐用年数」)×助成率(1/2以内) 「リース料助成額」=(「リース物件購入価格(税抜き)」-「残存価格」)×助成率(1/2以内)

(12) 第5の4の(1) の才については、別記4の第2の4又は別記7の 事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本 事業の補助対象としない。

(別表1)

補助対象経費(全国事業)

第4の2に関する経費

区 分	内容
(略)	(略)
農業機械 • 設備	事業を実施するために必要となる取得価格が 50 万円以
導入費	上の研修用の機械等の購入・リースに必要な経費 (これら
	の据付等にかかる経費も含む。)。
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円
	以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費
	<u>(これらの据付等にかかる経費も含む。)</u> 。
(略)	(略)

(注) (略)

(別表2)

補助対象経費(都道府県事業)

第5の4関係

区分	内 容
(略)	(略)
農業機械・設備導入費	事業を実施するために必要となる取得価格が 50
	万円以上の研修用の機械等の購入・リースに必要
	な経費 (これらの据付等にかかる経費も含む。)。

(新設)

(別表1)

補助対象経費(全国事業)

第4の2に関する経費

区 分	内 容
(略)	(略)
農業機械•設備	事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上
導入費	の研修用の機械等の購入 <mark>及びこれらの据付等</mark> に必要な経費
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円
	以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入 <mark>及びこれらの</mark>
	<u>据付等</u> に必要な経費。
(略)	(略)

(注) (略)

(別表2)

補助対象経費(都道府県事業)

第5の4関係

区 分	内 容
(略)	(略)
農業機械・設備導入	事業を実施するために必要となる取得価格が 50 万
費	円以上の研修用の機械等の購入及びこれらの据付等に
	必要な経費。

備品費 事業を実施するために直接必要となる取得単価 が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の 購入に必要な経費(これらの据付等にかかる経費 も含む。)。 (略) (略)

(注)(略)

(別記5 別紙様式第1号)

令和○○年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施) 事業計画 (実績報告) 書

(略)

記

1 事業実施方針 (略)

- 2 事業計画(事業実績報告の場合は事業実績)
- (1) (2) (略)
- (3) 事業の成果

(略)

- 参加者に対する4段階評価のアンケートを研修終了後に実施し、本 欄の記載の一部として、次の数値を報告してください。
- ① 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組
- ② 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組
 - a参加者のうち「研修内容が将来就農する上で役立つ」と回答した者の数及 び割合
 - b 参加者のうち「研修に参加して就農意欲が高まった」と回答した者の数及 び割合

(略)

備品費

事業を実施するために直接必要となる取得単価が5 万円以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入及び これらの据付等に必要な経費。

(略)

(略)

(注)(略)

(別記5 別紙様式第1号)

令和○○年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施) 事業計画 (実績報告) 書

(略)

記

1 事業実施方針 (略)

- 2 事業計画(事業実績報告の場合は事業実績)
- (1) (2) (略)
- (3) 事業の成果

(略)

- 参加者に対する4段階評価のアンケートを研修終了後に実施し、本 欄の記載の一部として、次の数値を報告してください。
- ① 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組
- ② 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組
 - a参加者のうち「研修内容が将来就農する上で役立つ」と回答した者の数及 び割合
 - b参加者のうち「研修に参加して、将来、就農することに対し、前向きな気 持ちが強くなった」と回答した者の数及び割合

(略)

3 (略)

(別添)

事業収支計画(事業実績報告の場合は事業収支報告) (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施)

(略)

(別記5 別紙様式第2号)

令和○○年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組の実施) 事業計画(実績報告)書

(略)

- 第1・第2 (略)
- 第3 具体的な取組計画(実績)
- (1)農業教育機関における教育カリキュラム<u>の</u>強化 (略)
- (2)研修用農業機械又は農業設備の導入(略)
- (3) (4) (略)
- (5) <u>農業教育機関における</u> I C T 環境の整備のための取組(略)
- (7) その他の取組

実施機関
取組内容・実施(予定)時期
使

使用経費等

3 (略)

(別添)

事業収支計画(事業実績報告の場合は事業収支報告) (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施)

(略)

(別記5 別紙様式第2号)

令和○○年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組の実施) 事業計画(実績報告)書

(略)

- 第1·第2(略)
- 第3 具体的な取組計画(実績)
- (1)農業教育機関における教育カリキュラム強化 (略)
- (2) <u>農業教育機関への</u>研修用農業機械又は農業設備の導入 (略)
- (3) (4) (略)
- (5) ICT環境の整備のための取組

(略)

(新設)

合計 千円

第4 (略)

第5 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること

[研修コース名・受講者数]

[アンケート結果]

注:事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。

- (1) 第5の4の(4) の取組の場合
- ①事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合(必須)
- [4段階評価:大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない]
- ②事業で実施した研修を受講することにより、<u>就農意欲が高まった</u>と回答した者の 割合(必須)
- [4段階評価:とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった]
- ③その他 (事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)
- (2) 上記以外の研修等の取組の場合

※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定してください。

第6~第8(略)

(別添)

事業収支計画(報告)書

第4 (略)

第5 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること

[研修コース名・受講者数]

[アンケート結果]

注:事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。

- (1) 第4の2の(2) のアの取組の場合
- ①事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合(必須)
- 〔4段階評価:大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない〕
- ②事業で実施した研修を受講することにより、<u>将来、農業を職業とすることに対し、</u> 前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合(必須)
- [4段階評価:とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった]
- ③その他(事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)
- (3) 上記以外の研修等の取組の場合

※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定してください。

第6~第8 (略)

(別添)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

経費の配分

(単位:円)

(単位:円)

i i				(十匹・11)	<u>-</u>				(十匹・17)
事業内容	事業に要	負担区分		備考	事業内容	事業に要	負担区分		備考
	する経費			(積算基礎等)		する経費			(積算基礎等)
	(A+	国庫補助	その他			(A+	国庫補助	その他	
	В)	金	(B)			В)	金	(B)	
		(A)					(A)		
(1)(略)					(1)(略)				
(2) 研修用農業機械					(2)農業教育機関へ				
及び農業設備の導入					の研修用農業機械及				
					び農業設備の導入				
(3)農業教育機関等					(新設)				
における e-ラーニン									
グの導入									
(4) 若者の就農意欲					_(新設)_				
を喚起するための活									
動									
 (5)農業教育機関に					_(新設)_				
おける ICT 環境の整									
備のための取組									
<u>(7)</u> その他の取組					_(新設)_				
※ 該当する取組メニ									
ューを記載									
<u> </u>									
合 計					合 計				
(注) (略)	•	· '			(注) (略)	•	•		

(別記5 別紙様式第3号)

都道府県農業教育高度化プラン

第1(略)

第2 新規就農等に関する具体的な数値目標 別添様式第2号により作成する。

第3~第5(略)

(別記5 別紙様式第4号)

令和○○年度新規就農者育成総合対策のうち

農業教育高度化事業(都道府県事業)事業計画(実績報告)書

(略)

第1~第3(略)第4 具体的な取組計画(実績)

- (1) (略)
- (2) 研修用農業機械又は農業設備の導入

(略)

- (3) (4) (略)
- (5) <u>農業教育機関における</u> I C T環境の整備のための取組(略)
- (6) (7) (略)

第5 (略)

第6 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること。

(別記5 別紙様式第3号)

都道府県農業教育高度化プラン

第1(略)

第2 新規就農等に関する具体的な数値目標 別添様式第2号により作成

第3~第5(略)

(別記5 別紙様式第4号)

令和○○年度新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業(都道府県事業)事業計画(実績報告)書

(略)

第1~第3 (略) 第4 具体的な取組計画 (実績)

- (1) (略)
- (2) 農業教育機関への研修用農業機械又は農業設備の導入

(略)

- (3) (4) (略)
- (5) I C T環境の整備のための取組(略)
- (6) (7) (略)

第5(略)

第6 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること。

「研修コース名・受講者数〕

[アンケート結果]

注:事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。

- (1) 第5の4の(1) の取組の場合
- ①事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合(必須)
- [4段階評価:大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない]
- ②事業で実施した研修を受講することにより、<u>就農意欲が高まった</u>と回答した者の割合(必須)
- [4段階評価:とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった]
- ③その他(事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)
- (2) (3) (略)

第7~第9(略)

(略)

(別記5 別紙様式第5号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業 国際的な農業人材育成に向けた取組計画(実績報告)書 「研修コース名・受講者数〕

[アンケート結果]

注:事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。

- (1) 第5の4の(1) の取組の場合
- ①事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合(必須)
- [4段階評価:大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない]
- ②事業で実施した研修を受講することにより、<u>将来、農業を職業とすることに対し、</u> 前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合(必須)
- [4段階評価:とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった]
- ③その他(事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)
- (2) (3) (略)

第7~第9(略)

(略)

(別記5 別紙様式第5号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業 国際的な農業人材育成に向けた取組計画(実績報告)書

経費の配分

経費の配分

(単位:円)

(単位:円)

				(1121111					(1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
事業内容	事業に要 する経費 (A+		E区分 その他	備 考 (積算基礎等)	事業内容	事業に要 する経費 (A+	負担 国庫補助	E区分 その他	備 考 (積算基礎等)
	В)	金 (A)	(B)			В)	金 (A)	(B)	
(1)(略) (2)研修用農業機械 及び農業設備の導入 (3)・(4)(略) (5) <u>農業教育機関に おけるICT</u> 環境の 整備のための取組 (6)・(7)(略)					(1)(略) (2) <u>農業教育機関へ</u> の研修用農業機械及 び農業設備の導入 (3)・(4)(略) (5) <u>LAN</u> 環境の整 備のための取組 (6)・(7)(略)				
(注) (略)					(注)(略)				

(注)(略)

(注)(略)

(別記5 別紙様式第6号)

(別記5 別紙様式第6号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業 事業実施計画(実績報告)書 令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業 事業実施計画(実績報告)書

号 号

: 号

令和 年 月 日	令和 年 月 日
農林水産省経営局長 殿	農林水産省経営局長 殿
所在地 事業実施主体	所在地 事業実施主体
(略)	(略)
記	記
※ 別添様式第3号の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府 県管内の計画をまとめた表(都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫 補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など)を記載すること。	

別記6農業人材確保推進事業の新旧対照表

改正後 改正前 (別記6)

農業人材確保推進事業

第1・第2 (略)

第3 新規就農相談・情報発信

1 (略)

- 2 事業の内容
- (1) (略)
- (2) 就農希望者に対する就農相談

事業実施主体は、就農希望者の円滑な就農を支援するため、全国新規就 農相談センター(以下「全国センター」という。)に農業事情全般に精通す る相談員を配置し、(1)のアからウまでの情報及びエの調査により収集 した情報、コのシステムに登録されている情報等に基づき、就農希望者と の面談等により以下に掲げる就農相談を実施するものとする。

なお、全国センターは、就農に関する相談に関して都道府県(農業経営 基盤強化促進法(昭和55年法律第56号)第11条の11に規定する農業 経営・就農支援センターを含む。)と、農地に関する相談に関して農業委 員会サポートシステム管理事業(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平 成26年2月6日付付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第3 の4の(5)に規定する事業をいう。)の事業実施主体である全国農業委 員会ネットワーク機構と、それぞれ連携して対応を行うものとする。その 際、全国センターは都道府県に対して就農情報の収集及び就農相談に関す る助言を行うものとする。

また、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」に相談員を派遣し、 相互に連携を行うものとする。

ア~カ (略)

キ 就農相談内容を記録した就農相談カルテ等の作成及び活用

(別記6)

農業人材確保推進事業

第1・第2 (略)

第3 新規就農相談・情報発信

1 (略)

- 2 事業の内容
- (1) (略)
- (2) 就農希望者に対する就農相談

事業実施主体は、就農希望者の円滑な就農を支援するため、全国新規就 農相談センター(以下「全国センター」という。)に農業事情全般に精通す る相談員を配置し、(1)のアからウまでの情報及び工の調査により収集 した情報、コのシステムに登録されている情報等に基づき、就農希望者と の面談等により以下に掲げる就農相談を実施するものとする。

なお、全国センターは、就農に関する相談に関して都道府県(農業経営 法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号 農林水産事務次官依命通知)別記1第2の3の(1)に指定する拠点を含 む。)と、農地に関する相談に関して農地情報公開システム管理事業(農地 集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け農林水産事務 次官依命通知)第3の3の(5)に規定する事業をいう。)の事業実施主体 と、それぞれ連携して対応を行うものとする。その際、全国センターは都 道府県に対して就農情報の収集及び就農相談に関する助言を行うものと する。

また、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」に相談員を派遣し、 相互に連携を行うものとする。

ア~カ (略)

キ 就農相談内容を記録した就農相談カルテの作成及び活用

相談員は、就農希望者等からの就農相談の内容、就農相談への対応 状況、就農候補都道府県、市町村との調整状況等の相談者に係る当該 年度における全ての取組内容を全国データベース(新規就農者確保緊 急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水 産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをい う。以下同じ。)に就農相談カルテ(別紙参考様式1)又は参入相談 カルテ(別紙参考様式2)(以下「就農相談カルテ等」という。)とし て記録し、適切に管理するものとする。

また、就農希望者への相談対応の結果、就農候補となる都道府県及び市町村が決定した場合は、相談員は就農希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該都道府県及び市町村と調整を行い、当該都道府県及び市町村に引き継ぐとともに、相談員は対応した就農希望者等が就農するまでの準備状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応を継続するものとする。なお、都道府県、市町村に引き継いだ就農希望者が、当該都道府県、市町村での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、就農相談の対応を引継ぐ。この場合、就農相談カルテ等の情報も全国センターが引継ぐ。

ク~コ (略)

3 事業実施計画等

- (1) (略)
- (2) 実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記6の別紙様式1及び別紙様式2により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

4·5 (略)

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実 用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログ 相談員は、就農希望者等からの就農相談の内容、就農相談への対応 状況、就農候補都道府県、市町村との調整状況等の相談者に係る当該 年度における全ての取組内容を<mark>就農相談カルテとして全国データベース</mark> (新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け 3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の (1)のデータベースをいう。以下同じ。)に<u>就農相談カルテ(別紙</u> 参考様式)として記録し、適切に管理するものとする。

また、就農希望者への相談対応の結果、就農候補となる都道府県及び市町村が決定した場合は、相談員は就農希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該都道府県及び市町村と調整を行い、当該都道府県及び市町村に引き継ぐとともに、相談員は対応した就農希望者等が就農するまでの準備状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応を継続するものとする。なお、都道府県、市町村に引き継いだ就農希望者が、当該都道府県、市町村での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、就農相談の対応を引継ぐ。この場合、就農相談カルテの情報も全国センターが引継ぐ。

ク~コ (略)

3 事業実施計画等

- (1) (略)
- (2) 実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記6の別紙様式1により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

4·5 (略)

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実 用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログ ラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利(以下「特許権等」という。) が発生した場合については、その特許権等は事業実施主体に<u>属するが、</u>事業実施主体は、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

ただし、農林水産省が所有するウェブサイトの管理、運営において整備・ 改良したデータベースやシステム等の権利は、農林水産省に帰属し、事業実 施主体は、これらのものを事業完了後速やかに農林水産省に提出するものと する。

さらに、事業の一部を事業実施主体から受託する団体についても同様に、次の条件を遵守すること。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第4 就農相談会実施

1 (略)

2 事業の実施

事業実施主体は、以下の項目に沿って農業法人等による合同会社説明会、 就農セミナー等を総合的に行う就農相談会を開催するとともに、開催情報を 広く発信し、就農希望者の就農を支援するものとする。

- (1) (略)
- (2) 就農相談会の運営
 - ア 相談ブース訪問カードの作成

事業実施主体は、来場者が就農相談及び農業法人等の説明を効率的に受けやすくするため、来場者が氏名、住所、就農の動機、研修の有無等を記載する相談ブース訪問カードを作成し、就農相談会において来場者に配布するものとする。就農相談や農業法人等への就業を希望する者は、農業法人等に個別に会社説明等を求める際に相談ブース訪問カードを提出するものとする。 なお、相談ブース訪問カードの作成、配布、提出等は、電磁的方法により行うことができるものとする。

イ (略)

ウ 実績調査

事業実施主体は、就農相談会に参加した農業法人等に対して、合同会

ラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、 回路配置利用権等(以下「特許権等」という。)の設定の登録を受ける権利が 発生した場合については、その特許権等は事業実施主体に<u>属する。ただし、</u> 事業実施主体は、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

ただし、農林水産省が所有するウェブサイトの管理、運営において整備・ 改良したデータベースやシステム等の権利は、農林水産省に帰属し、事業実 施主体は、これらのものを事業完了後速やかに農林水産省に提出するものと する。

さらに、事業の一部を事業実施主体から受託する団体についても同様に、次の条件を遵守すること。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第4 就農相談会実施

1 (略)

2 事業の実施

事業実施主体は、以下の項目に沿って農業法人等による合同会社説明会、 就農セミナー等を総合的に行う就農相談会を開催するとともに、開催情報を 広く発信し、就農希望者の就農を支援するものとする。

- (1) (略)
- (2) 就農相談会の運営
 - ア 相談ブース訪問カードの作成

事業実施主体は、来場者が就農相談及び農業法人等の説明を効率的に受けやすくするため、来場者が氏名、住所、就農の動機、研修の有無等を記載する相談ブース訪問カードを作成し、就農相談会において来場者に配布するものとする。就農相談や農業法人等への就業を希望する者は、農業法人等に個別に会社説明等を求める際に相談ブース訪問カードを提出するものとする。

イ (略)

ウ 実績調査

事業実施主体は、就農相談会に参加した農業法人等に対して、合同会

エ (略) (3)(略) 3 • 4 (略) 第5 (略) (別記6 別表1・別表2) (略) (別記6 別紙様式1) (略) (別記6 別紙様式2) 全国新規就農相談センター就農相談・就農状況報告 期間:令和 年 月~令和 年 月 1. 就農相談及び就農状況 ① 相談形態別相談件数 相談件数計 電話 面接 手紙 Eメール その他 ② 相談者数(性別)年齢別 40~ 20~ 30∼ 50**~** 60~ ~19 65~ 不明 29 39 49 59 64 女 そ <u>ග</u> 他

社説明会を通じて雇用した人数等の調査を事業実施年度内に実施する

ものとする。

社説明会を通じて雇用した人数等の調査を<u>当該年度内に継続的に実施</u>するものとする。

エ (略)

(3) (略)

3 • 4 (略)

第5 (略)

(別記6 別表1・別表2) (略)

(別記6 別紙様式1) (略)

(別記6 別紙様式2)

全国新規就農相談センター就農相談・就農状況報告 期間: 令和 年 月~令和 年 月

① 相談形態別相談件数

相談件数	電話	面接	手紙	Еメール	その他

② 相談者数(性別)年齢別

年 齢	~19	20 ~ 29	30~ 39	40~ 49	50 ~ 59	60~ 64	65~	不明	計
男									
女									

	計							計								
3	相談者数(職業別)					3	相談者	数(職詞	業別)						
	会社員	自営業	学生	農業従事者	公務員	団体職員		会社員	自営業	学生	農業従 事者	公務員	団体 職員	パート・ アルバイ	無職	その 他
	パート・								未		尹徂	只		۲		16
	アルバイト	無職	その他													
4	相談内容別	相談供数					4	相談内	容別相記	談件数						
4	10 00 F 1 12 70 1	日吹厂数		-		農業法人等		<u>法人</u> 就	<u> </u>	独立経	堂 研	<u>修・体</u> 験	経営組	<u>*承</u> そ	の他	
	<u>農地</u>	住居・施設	<u>研修</u>	<u>自治体受入</u> 支援	<u>資金</u>	<u>からの相談</u> <u>(求人含</u>										
						<u>む)</u>					•		•	,		
	雇用就農希 望者からの	その他					•									
	<u> </u>	· C 07旧														
⑤	希望する作	目					5	希望す	ス作目							
	稲作		<u>雑穀・い</u> も・豆類	茶・たばこ 等	<u>露地野菜</u>	施設野菜		稲作	麦類	<u>豆・い</u> <u>も</u>	<u>施設</u>	<u>露地</u>	<u>花・</u> 観葉植	茶・ たばこ	果樹	酪農
			0	न				THETE	<u> </u>	<u>も</u> 雑穀等	<u>野菜</u>	<u>野菜</u>	<u> </u>	等	未倒	節辰
	果樹	<u>露地花き・</u> 花木	施設花き・ 花木	その他作物	酪農	肉用牛										
								肉用 牛	養豚	<u>採卵</u> 鶏	<u>ブロ</u> イラ	<u>その</u> 他	未定			
	養豚	<u>養鶏(採卵</u> 鶏)	<u>養鶏(ブロ</u> <u>イラー)</u>	その他畜産	未定			-			<u>=</u>			-		
6								±\#+ >	수요 나.					_		
6	就農希望地		_				6	就農希			_					
	決定	不明・未定						決足	E 7	不明・未	定					

⑦ 就農相談情報(必要とする情報)(件数)

<u>農業をはじ</u> <u>める手順</u>	<u>栽培する品</u> <u>目の選択に</u> <u>ついて</u>	<u>農業をはじ</u> める地域の 選択につい て	農業体験・ 見学会の開 催情報	<u>農業を学べる学校・研</u> <u>修の情報</u>	<u>国や自治</u> <u>体の支援</u> <u>情報</u>
農業法人等 の求人情報	新規就農者 の事例	農地情報	<u>その他</u>		

⑧ 就農者数(人)

新規参入者(新たに経営資源を獲得し、農業を始めた者) 農業法人等就農者(農業法人等にパートまたは正社員の形態で就業を開始した者) 研修開始者数(新規参入希望の研修生のこと) <u>計</u>

- ※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に 就農等した者(相談等時期は当該年度内でないものも含む)
- ※相談活動:電話・メール・面談・手紙・Eメール・相談会(新・農業人フェアや就農ガイダンス)等

2. 参入相談

① 業態別参入相談件数

_	71470104427					
	<u>製造業</u>	<u>建設業</u>	<u>卸売・小売</u> <u>業</u>	<u>運輸業</u>	情報通信業	<u>医療・福</u> <u>祉</u>
	<u>農業</u>	<u>林業</u>	<u>漁業</u>	<u>鉱業</u>	不動産業	<u>複合サー</u> ビス事業

⑦ 提供した相談の内容(件数)

<u>農地</u>	<u>住居・</u> 施設	<u>研修</u>	<u>自治体</u> 受入支援	<u>資金</u>	<u>農業法</u> 人等求 人	雇用就農 者からの <u>相談</u>	<u>その他</u>

⑧ 就農者数(人)

新規参入者(新たに経営資源を獲得し、農業を始めた 者)	<u>計</u>
農業法人等就農者(農業法人等にパートまたは正社員 の形態で就業を開始した者)	
研修開始者数(新規参入希望の研修生のこと)	

- ※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に 就農等した者(相談等時期は当該年度内でないものも含む)
- ※相談活動:電話・メール・面談・手紙・Eメール・相談会(新・農業人フェアや就農ガイダンス)等

[新設]

	電気・ガス・ <u>熱供給・水</u> <u>道業</u>	サーヒ (他に されな の)	こ分類	<u>その他</u>	相談件数計				
2	農業への参	入目的	」(件	数)					
	新たな事業	展開		物・加工用原 の自社生産	<u>地域貢献・社</u> <u>献</u>		連携(障が 者雇用)_		
	従業員・機械		ı	* - 4- 1	7.0%				
	<u>有郊沽用(居</u> <u>用等)</u>	<u>)活用(周年雇</u> <u>用等)</u>		<u>寺になし</u> 	<u>その他</u>				
3	農業への参	入形態	a de la companya de l						
	事業拡大(農 門の設立等		新法。	人・子会社の <u>設立</u>	<u>農業支援サー</u> の実施	-ビス	<u>その他</u>		
<u>4</u>	希望する作	目また	は農	業支援サート	ごスの対象品	1月			
	<u>稲作</u>	<u>麦类</u>	<u>頁作</u>	<u>雑穀・い</u> <u>も・豆類</u>	<u>茶・たばこ</u> <u>等</u>	高岩 刊 1		<u>施設野菜</u>	
	<u>果樹</u>	<u>露地花</u>		<u>施設花き・</u> <u>花木</u>	その他作物	<u>酪</u>	農	肉用牛	
	<u>養豚</u>	<u>養鶏</u> 鶏		<u>養鶏(ブロ</u> <u>イラー)</u>	その他畜産	<u>未</u>	<u>定</u>		
<u>(5)</u>	参入法人数								
	新規参入法 <i>。</i>	人(新	<u>たに経</u>	営資源を獲得	引し、農業に	参入し	<u>た法人</u>	<u>)</u>	
	<u>農業支援サ</u> ー 人)	ービス	事業者	(新たに農業	支援サービス	スを開始	冶した	<u>法</u>	

計

※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に 新規参入した法人(相談等時期は当該年度内でないものも含む。)

(別記6 別紙様式3)

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

第1~第3 (略)

(別添様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関(注)へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

(別記6 別紙様式3)

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

第1~第3 (略)

(別添様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関(注)へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された 者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、 移住・交流情報ガーデン、都道府県、市町村、農業委員会等(※ その他追加する機関があれば明確にすること) ※ 本事業以外の事業等に農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること						
個人情報の取扱いの確認 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 氏名	個人情報の取扱いの確認 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 氏名					
(別記6 別紙様式4・別紙様式5)(略)	(別記6 別紙様式4·別紙様式5)(略)					

(別記6 <u>参考様式1</u>)	(別記 6 <u>参考様式 1</u>)			就農相談力	ルテ	泌
整理番号	初回登録年月日 最終更新年	月日	整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日	
相談形態	□ 直接 □ 手紙 □ Εメール □ その	<u>の他</u>	•			

相談者基本データ	1 新規就農者基本データ
7	フ リ ガ ナ
氏	氏 名
中	T
(町名番地)	(町名番地)
電話番号1 電話番号2	電話番号1
電子メールア ドレス	格 電 子 メ ー ル ア ド レ ス
生年月日 (満 歳) 性別 □ 男性 □ 女性 □ その他	生 年 月 日 (満 歳) 性別 □ 男性 □ 女性
□ 会社員 □ 自営業 □ 学生 □ 農業従事者	職 🗆 会社員 🗆 自営業 🗆 学生 🗀 農業従事者
職 業 <u> 公務員</u>	業 □ パート・ アルバイト □ 無職 □ その他
□ その他	本人年収 百万円 世帯年収 百万円
本人年収 百万円 世帯年収 百万円	家 配偶者の有無 □ 無し □ 有り 子供の有無 □ 無し □ 有り
家 配偶者の有無 □ 無し □ 有り 子供の有無 □ 無し □ 有り	
家 族 状 子供の人数·年齢	況 家族の同意 □ 同意有り・協力有り □ 同意有り・協力無し □ 同意無し・協力無し
況 家族の同意 □ 同意有り・協力有り □ 同意有り・協力無し □ 同意無し・協力無し	有り
□ <u>有り(MT)</u> □ 有り(AT限定) □ 大型特殊(農耕者限定含む) 運転免許	資格 運転免許 無し(取得意欲有り)
資格 無し(取得意欲有り) 田 無し(取得意欲無し)	その他資格
その他資格	出身地 都道府県
出身地都道府県	

2 農業と	の関	わり・経駒	等									 2 農業	との	関わり・	経駆	食等											
		両親が鳥	家	□ 両親	は農	家では	ないが、	祖父母が	農家		<u>非農家</u>	農業との		両親か	きょう	₹		両親	は農家	家ではな	いが、	祖彡	と母が農家	₹ [家出身で	はない
		その他	3									関わり		その	他												
農業との関わり	農地	の所有・営	<u>農状況</u>											農作業0	D経駒	魚無し	, [』農	業体	験程度			実家や親	戚等の	手伝し	\程度	
		が農家」、「同 父母が農家」										農作業 の経験		学校の多	官習利	星度		可好	F修中]	研修済み				
	<u>親又は</u> を記載	祖父母の農	也の所有	・営農状況										農業法人	、等で	き農作	作業に従	事					家庭菜園	や市民	:農園を	きやってい	る
		農化	作業の絹	圣験無し			島	農業体験和	程度					無し			農業高村	交(総	:合高村	交含む)]	大学の農	学部等			
		実家や新	見戚等0)手伝い程度	隻		学	校の実習	程度			農業教育 の経験		都道府県	良立の)農	業大学村	交					農業専門	学校等	į		
			研修	中				研修済∂	<i>7</i>					その他								•					
			各み」を注	選択した場合	、以下	を記載						日本農	業技術	前検定	学和	4		級	実技		級						
	研(<u>8機関名</u> ————												•						•							
曲 45 米		<u>修期間、</u> 修内容																									
農作業 の経験	19/	<u> 廖内谷</u>																									
							業に従事																				
		<u>法人等で農</u> <u>8先名称</u>	作業に彷	<u>作事」を選択し</u>	<u>た場合</u>	<u>令、以下</u>	<u>を記載</u>																				
	<u> </u>	<u> </u>																									
		<u>務年数、</u> 務内容																									
				家庭菜園	カカラ	農園を	きやってし	いる																			
		無し		農業高校(総合	高校含	む) [大	学の農学	学部等																	
農業教育 の経験			都道府	県立の農業	大学	校		農	業専門学	学校等																	
		その他																									
日本農	業技	析検定	学科		級	実技		級			_																
3 個人情	報の	関係者共	有の	可否							•	3 個人	情報	の関係	者共	も有	の可る	5									
г	固人情	報の取り払	るいにつ	いて」の同	司意			司意 [□ 非	同意		Γ	固人情	青報の取り	り扱し	バニ	ついて」	の同	司意			同意		非同	意		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																											

1)1/2	:農希望情報について 必要とする情報						就農希望情報について	<u>.</u>		
	農業をはじめる手	順		栽培する品目の選	選択について	1) 4	必要とする情報│ 農業をはじめる手順		栽培する品目の選択に	こついて
	農業をはじめる地域の選択	引について		農業体験·見学会	の開催情報		農業をはじめる地域の選択し	について □	農業体験・見学会の開	催情報
	農業を学べる学校・研修	の情報		国や自治体の	支援情報		 農業を学べる学校・研修の作		国や自治体の支援情報	服
	農業法人等の求人情	青報		新規就農者(の事例		農業法人等の求人情報		新規就農者の事例	
	農地情報						農地情報			
	その他						その他			
2)京	就農を意識した動機						プログログライス (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
						╛				
ع(3	どんな農業をしてみたいか					3) {	ごんな農業をしてみたいか			
4)]	関心のある事項	<u> </u>			1	4)[関心のある事項			
	有機栽培·減農薬栽培	□ 水耕栽培		観光農園			有機栽培·減農薬栽培	□ 水耕栽培	□ 観光農園	
	加工品の製造・販売	輸出		農家レストラン			加工品の製造・販売	□ 輸出	□ 農家レストラン	
	農家民泊	スマート農業		わからない			農家民泊	□ スマート農業	□ わからない	
							7.0/1		' '	7
	その他	ļ.					その他			
					J					_
5)京	その他	都道	府県			t	沈農希望地	都道	府県	市町
5)京第1希		都道	府県		<u> </u>	第 第 1		都道	府県	市町
5)京 第 1	就農希望地			込み有り) □ 転	居が必要(確保見込	第	就農希望地	T 1	府県 確保見込み有り) □	市町
5) 第 1 希望	就農希望地 住居の確保について		確保見込	 込み有り) □ 転局	居が必要(確保見込	第1希望	式農希望地 住居の確保について	T 1	確保見込み有り)	
□ s s s s s s s s s	就農希望地 住居の確保について	転居が必要	確保見込	込み有り)	:居が必要(確保見込	第 1 希望	式農希望地 住居の確保について	□ 転居が必要(確保見込み有り)	転居が必要(確保見込み無し
5) 第1希望 第	沈農希望地 住居の確保について □ 現住所で対応可能	転居が必要都道	確保見記		居が必要(確保見込の) () () () () () () () () () (第1希望	は農希望地 住居の確保について □ 現住所で対応可能 住居の確保について	□ 転居が必要(都道	確保見込み有り)	転居が必要(確保見込み無し
□ <u> </u>	式農希望地 住居の確保について □ 現住所で対応可能 住居の確保について	転居が必要	確保見述 確保見述			第1希望 第2希望	沈農希望地 住居の確保について □ 現住所で対応可能	□ 転居が必要(都道	確保見込み有り) □ 確保見込み有り) □	転居が必要(確保見込み無し
□ s s s s s s s s s	式農希望地 住居の確保について □ 現住所で対応可能 住居の確保について	転居が必要都道	確保見述 確保見述			第1希望 第2希望	は農希望地 住居の確保について □ 現住所で対応可能 住居の確保について	□ 転居が必要(都道	確保見込み有り) □ 確保見込み有り) □	転居が必要(確保見込み無し 市町: 転居が必要(確保見込み無し

希	望作	目								6) 7	希望化	<u> </u>						
		稲作			麦類作		雑穀・いも・豆類		茶・たばこ等			稲作		麦類作		雑穀・いも・豆類		露地野菜
第		露地野	束		施設野菜		果樹		露地花き・花木			施設野菜		果樹		露地花き・花木		施設花き・花木
1 希		施設花き・	花木		その他作物		-			1		その他作物					-	
望		酪農			肉用牛		養豚		養鶏(採卵鶏)	- - - - -		酪農		肉用牛		養豚		養鶏
		巻鶏(ブロイ)	5—)		その他畜産		•					その他畜産						
		稲作			麦類作		雑穀・いも・豆類		茶・たばこ等] [稲作		麦類作		雑穀・いも・豆類		露地野菜
第		露地野	Ę.		施設野菜		果樹		露地花き・花木			施設野菜		果樹		露地花き・花木		施設花き・花木
2 希		施設花き・	花木		その他作物		•	-		2 希		その他作物					•	
望		酪農			肉用牛		養豚		養鶏(採卵鶏)	- - - -		酪農		肉用牛		養豚		養鶏
		巻鶏(ブロイ)	5—)		その他畜産							その他畜産						
		稲作			麦類作		雑穀・いも・豆類		茶・たばこ等] [稲作		麦類作		雑穀・いも・豆類		露地野菜
第		露地野	束		施設野菜		果樹		露地花き・花木			施設野菜		果樹		露地花き・花木		施設花き・花木
3 希		施設花き・	花木		その他作物		,			3 希		その他作物						
望		酪農			肉用牛		養豚		養鶏(採卵鶏)	- - - -		酪農		肉用牛		養豚		養鶏
		養鶏(ブロイ	5—)		その他畜産							その他畜産						
7 \ 古 t	農形	台灣								7)=	就農牙	X 台告						
		<u>ぶ</u> 法人等で働	きたい							7 <u></u>	T	<u>>忠</u> 美法人等で働きた	L١					
	働き	始める時期		すく	∵にでも □	14	年以内 🗆 3年以	以内	□ 未定	-	働き	始める時期	□ す	ぐにでも	1年	以内 □ 3年以	内	□ 未定
	希	望する雇用	形態		正社員		契約社員 □	<i>)</i> '	ニートタイム	1	希盲			正社員		契約社員 □ /	パート	タイム
				勤務先	たでずっと勤め	かたい				•	将牙	その希望	勤務	 先でずっと勤め;	たい	□ 将来は独立した	ı١	□ わからない
	将3	来の希望		将是	来は独立した	:۱۱	独立までの想定年	数]	希望	望年収						
					わからない					•		□週休	2日		長	期休暇がとりやすい		□ 残業が少ない
	希望	年収					J				重	現する □ 定期 用環境 □ 定期	明的な昇	早給 □	育成	プログラムが優れてい	る る	□ 社会保険
			週	休2日		長	期休暇がとりやすい		残業が少ない]	ne!	□ その)他					
	重視雇用	する □	定期	的な昇	昇給 □	育成	プログラムが優れている	5 [社会保険	1	独立	 <u></u>						
	,E,II		そのイ	也	1 1				1									
				I						_								

で農業経営	ら始めた	こしい									自分で農業組	経営を始	台めたし	`						
経営を始める時			ぐにでも		1年以	内		3年以内		5年以内	経営を始める	5時期	-	すぐにでも		1年以内		3年以内		5年以内
柱名で知める時			未定											未定			7			
用意できる自	己資金										用意できる自	己資金	È			1				
研修の希望	[一希	望無し		希望有	Ŋ					研修の希望		_	希望有り		希望無し		7		
経営開始時			単独		家族・バ	ートナ	-				経営開始時			単独		家族・パート	ナー			
の労働力			その他				-				の労働力			その他						
現・親戚等の農業	- 終党は	で働き	t-1 \								□ 親·親戚等 <i>の</i>	農業経	営体で	働きたい						
5. 4元/JS 守 0.7 JS 未	作品件	K CENC	720-																	
独立に向けて研修	多したい	١									□ 独立に向ける	て研修し	たい					_		
	□ 京	就農予定	主地の研修	多プログ	ブラムに参	計口		農業大学	校·専修	多学校で学ぶる	×		就農	予定地の研修	多プログ	ブラムに参加		農業大学校	専修	学校で学ぶ
希望する 研修方法		就農予	定地の農	業者の	り下で研	多		農業法人	、で働き	ながら研修	希望する 研修方法		就農	予定地の農業	業者の	下で研修		農業法人で	動きな	がら研修
			仕事をした	ながら	讲修			オ	ンライン	研修			仕事	をしながら研	修			オンライン研	修	
希望する研修期間	1										希望する研修	多期間								
怪営を継承したい											□ 経営を継承し	たい								
	Тг		全て継承	ř.		一部	『継承		他の	作目で継承	47 24 6W 7.44	D 14.6-		全て継承		□ 一部継	承		也の作	目で継承
経営継承後の科 (経営参画等)		コ そ	の他								経営継承後(経営参画等			その他						
· 											□ 未定									
その他											□ その他									
(内容等																				
内容				主居・旅	-=n.	T	,	711 А		_										
<u>農地</u> ————————————————————————————————————	7坪		1					農業法人等	⊊からの											
雇用就農希望	2者		<u>その他</u>	<u>資金</u>			<u>' </u>	相談(求)												
からの相談			<u>C 07 B</u>																	
、申し送り事項											<u>8)所管</u> 、申し送り	事項								
											1 I									

(別記€	6 :	参考様式 2)						法人
				参入村	目診	(カルテ		和 和
整理番	番号		ŧ	初回登録年月日		最終	逐新:	羊月日
フ 法	IJ ,	基本データ ガ ナ 人 名						
	IJ F	ガナ 者 氏 名						
法人	番	号				法人設立年月日	Ē	5暦 年 月 日
フ リ 担 当 者						担 当 者部 署 ・ 役 職		
住 j	= 所-	Ŧ		都道府県	Į		市区	四村
						(町名番地)		
連電絡	話者	番号 1				電話番号 2		(FAX番号等)
先電	子 ;	メールアドレ	ス					
主な:	業	務内容						
]	製造業		建設業		卸売・小売業		飲食店・宿泊業
	\dashv	運輸業		情報通信業		医療・福祉		教育・学習支援業
業	-	農業		林業		漁業		金融・保険業
	+	鉱業 	- 数.仕	不動産業 t於。水道業		複合サービス事		*類されないもの)
	\dashv	その他	#R17	t和 [*] 小坦未		(その他の内容)		(規で40ないもの)
資本		金		百万	河	(この他の門台)		
			従業				人	7
従業	員	数		送事予定者数			人	1

2	相談事項						
		農業への参入方法		農	業参入	へ のi	ン構え
	農	業参入にあたっての支援領	传(涅	用できる融	資、補助	助事業	美等)
	農地	が有適格法人の要件		農地	bリース	方式	の要件
	農地	の確保方法(購入)		農地(確保方	法(借受け)
	ĺ	認定農業者制度		定款	、事業	計画の	D策定等
	!	農畜産物等の販路		協	力先農	業者の	D紹介
	栽培	作物の選定、栽培技術		(4	物の品	目名:)
	その他	(その他の内容)	-				
	備考	(例:有機農業で参入した	とい等	()			
3	農業の知	哉・経験					
	法人	としての農業の知識			₹L		有り
	法人	としての農作業の経験			悪し		有り
	経営者個	人又は担当者の農業の知識			ŧι		有り
	経営者個人	、又は担当者の農作業の経り)		ŧι		有り
4	農業への	参入目的					
		新たな事業展開		販売物・	加工用加	原料の	D自社生産
	地	或貢献・社会貢献		農福連	隽(障/	がい者	新雇用) 1
	(従)	美員・機械等の有効活用(月	割年 原	星用等)			特になし
	その他		(そ(の他の内容)	•	•	

5 参入に向けての状況			
具体的な参入計画あ	り。すぐに参入したいので農地を紹介して欲しい	١,	
□ 参入を計画中。条件	(農地、パートナーなど) が合致するところを摂	としたい。	
□ 参入を検討中。条件	(農地、パートナーなど) が合致するところがあ	れば参入したい。	
□ 参入を検討するための	D情報を収集したい。		
□ その他	(その他の内容)		
6 「農業参入フェア」	(相談会)について		
	フェアに参加したことがある		
□ 都道府県等主	催のフェアに参加したことがある		
	参加したことはない		
7 農地所有適格法人に	ついて		
□ 要件を知っている	□ 聞いたことはあるが、要件は知ら	ない	知らない
8 農地中間管理事業に	ついて		
□ 制度を知っている	□ 聞いたことはあるが、制度は知ら	ない	知らない
9 農業への将来構想			
□ 将来は本業とし	ていきたい 🗵 本業を補足する部門と	したい	特になし
□ その他 (その他の)内容)		
10 農業への参入形態			
事業拡大(農業部	門の設立等) 新法人・子会社の記	设立	
農業支援サート	ごスの実施		
□ その他 (その他の			

	備考		
11	希望する作目・規	模	
	種類	品目名·品種名等	経営規模(作付面積·飼養頭数等)
	稲作		
	麦類作		
	雑穀・いも・豆類		
	工芸農作物		
	露地野菜		
	施設野菜		
	果樹類		
	露地花き・花木		
	施設花き・花木		
	その他の作物		
	酪農		
	肉用牛		
	養豚		
	養鶏(採卵)		
	養鶏(ブロイラー)		
	その他畜産		
	特になし・未定		

2 参入を希望する地域								
		都道府県	:				市町	4
		都道府県					市町	4
		都道府県	:				市町	•
3 農地等について								
		Ħ		畑(富	孝地野菜)		细(施設野菜)
以五九曲山佐る孫紹		畑(樹園地)		畑(その他)			
必要な農地等の種類・		その他(採草放	牧地等)			•		
	備	考 (水耕するの	のか、土均	也を耕作	するのか)			
必要な農地の面積			ı	mi				
		買いた	:V		一 借り	りたい(賃	貸借)	
農地等の取得方法等		借りたい(使	用賃借)	ı		農作業の登	受託	
		経営の受託	(施設、機	き械等の	資産を含む)		未定	
農地の希望買入価格			円	農地の	希望賃料		円/	
		すぐにす	でも	ı		1 年以内	4	
取得希望時期		1年超3年	年以内	_		3年超5年	以内	
		その他(その	他の内容)				
		5年未	:満	-		5年超10年	未満	
希望借受期間		10年超20年	年未満	- 1		20年以」	=	
				•				
継承を受けたい資産								
継承を受けたい資産 (施設・設備)								

		$\overline{}$		=r +- 16- 76=	+- /-	+ 100	Τ	=r +- += 10 ±- / Arm 1Mh=
継	承を受けたい資産 の取得方法	生 -		所有権移	本 (2		+	所有権移転(無償調
	の収刊万本			貸借	(有償	<u>(</u>)	7	-の他
\equiv								
	備考							
14	農業支援サービ	えにつ	いっ	T				
農	と業支援サービス(の提供		□ 行う		□ 行わない	\	□ 検討中
				· ·				
			農化	作業受託 🛛		機械設備のリース 	・レ	ンタル、シェアリン
サ・	ービスの分類		農	業現場への人材	供給	□ データ	分析	
			その	つ他 (その他の	内容	!)		-
主	なサービスの内容	容	(例)	ドローンによる	る農薬	葵散布、自動操舵	トラク	フターのリース 等
15	サービスの対象・	作目	_	<u> </u>			_	1
	稲作			麦類作		雑穀・いも・豆類		工芸農作物
	露地野菜			施設野菜		果樹類		露地花き・花木
	施設花き・花木			その他の作物		(具体的	作物	名等)
	酪農			肉用牛		養豚		養鶏(採卵)
	養鶏(ブロイラー)) 🗆	T	その他畜産		(具体的		_
				*				
16	受託可能な農作	業						
	耕起・代掻き(田)) 🗆		田植え		収穫·調製		耕起・整地(畑)
	播種·定植		T	除草		防除		整枝∙剪定
	 受粉·摘果		T	育苗		保全管理	十	
\vdash							_	
	その他				(その他の内容) 		
17	受託可能な時期							
	Z10-3 H5-6-43701							

18	8 サービスを提供する地域	
	都道府県	市町村
	都道府県	市町村
	都道府県	市町村
	9 その他の特記事項 0 申し送り事項等	

別記7農業者キャリアアップ支援事業の新旧対照表

 改正後
 改正前

 (別記7)
 (新設)

<u>農業者キャリアアップ支援事業</u>

第1 事業の趣旨

我が国の農業を持続可能なものとするには、生産力向上と環境負荷低減 の両立を図ることが不可欠であり、そのためには、農業者がスマート農業 や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経 営力を強化するための手法等(以下、「技術等」という。)を学び直すことが できる環境を整備する必要がある。

このため、地域において、関係機関による連携の下、農業者が農閑期や 夜間等に技術等を習得できる研修モデルを構築・実施する取組に対して支 援する。

第2 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、第3に掲げる事業実施主体に対し、補助金を交付する。ただし、第3の1のただし書により都道府県が事業実施主体となる場合はこの限りではない。

第3 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の構成員を含む協議会とし、(1)は必須の構成員と する。ただし、(2)から(6)までに掲げる団体等のうち2つ以上が事業 に参画する場合、協議会に代わり、都道府県を事業実施主体とすることが できる。
 - (1) 都道府県(道府県立農業大学校、農業試験場、普及組織等を含む。)
 - (2) 市町村
 - (3)農業機械メーカー、肥料・農薬メーカー等の民間事業者
 - (4)農業協同組合

- (5)農業を営む個人・法人、農業者団体
- (6)大学、研究機関
- 2 事業実施主体は、本事業の目的に沿った取組を適切に実施することができ、本事業により導入した物について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)が経過するまでの間、適切な管理を行うことのできる者とする。
- 3 <u>協議会は、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、協議</u> 会の全ての構成員がこれに同意していること。
 - (1)目的
 - (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - (3) 意思決定の方法
 - (4)解散した場合の地位の承継者
 - (5) 事務処理及び会計処理の方法
 - (6) 会計監査及び事務監査の方法
 - (7)(1)から(6)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

第4 事業内容

1 農業者キャリアアップ計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第1号により、地域農業の現状と目指す姿、 農業経営体の育成方針、第10の2の成果目標、以下の(1)及び(2) に掲げる内容を記載したテーマ別研修計画を示した農業者キャリアアップ計画(以下「キャリアアップ計画」という。)を作成する。

(1) 研修テーマ

研修テーマは、以下のアから工までから選択することとし、アから ウまでのうち2つ以上のテーマについて研修を実施することを必須 とする。

- ア スマート農業(合計3つ以上の技術等を扱うこととする。)
- イ 環境と調和のとれた農業(化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する技術等。ただし、有機農業に関する研修は必ず実施することとする。)
- ウ 農業経営(経営管理、マーケティング、労務管理、財務管理等)

- エ その他農業者の技能向上、経営発展等に資するテーマ
- (2) テーマ別研修計画の記載事項

テーマ別研修計画には、(1)に掲げるテーマごとに、以下の事項 を記載する。

ア 営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル 営農類型は、以下の(ア)から(ケ)までから選択するものとす る。

- (ア) 水田作
- (イ) 畑作
- (ウ) 露地野菜
- (エ) 果樹・茶
- (オ) 花き
- (カ) 施設園芸
- (キ) 畜産
- (ク) その他の品目
- (ケ) 品目共通
- イ アの実現に向けた技術等の習得・普及に向けた方針 技術等の種類ごとに以下の事項を記載する。技術等の種類につ いては、技術等の相互の関連性・親和性等を踏まえ、複数の種類を まとめて記載することも可能とする。
- (ア) 当該技術等の習得・普及の現状と目標
- (イ) 当該技術等に係る既存の研修の実施状況
- (ウ)(ア)の目標達成に向けた研修モデル

地域における技術等の普及状況、農業者の経営規模やキャリア ステージ (新規就農者、次期経営者候補、経営者等)、当該地域 の地理的・自然的条件等を踏まえ、他の地域への波及も見据えた 体系的な研修モデルを構築すること。

- (エ) 関係機関の役割
- ウ 研修の具体的内容
- エ 研修における指導者の育成に関する方針 研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた 取組方針を記載する。

- オ 受講者に対するフォローアップ体制
 - 研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるように するための相談体制、関係機関の役割等を記載する。
- カ 研修モデルの波及性、新規性、及び独創性に関する考え方
- 2 キャリアアップ計画の実現に向けた研修の実施等

事業実施主体は、キャリアアップ計画を踏まえ、以下の(1)から(4)までにより、取組を実施する。

(1) 推進会議の開催

事業実施主体は、研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。推進会議は、必要に応じて、1の(1)に掲げるテーマごとに開催することも可能とする。

(2) テーマ別研修計画に基づく研修の実施

事業実施主体は、テーマ別研修計画に基づく研修を実施する。 また、研修の実施に当たっては、農閑期や夜間の開催、オンライン方式 (e-ラーニング等を含む。) による講義、産地等における出前講座など、幅広い農業者が研修を受講できる実施形態によるよう努めるものとする。

_(3) 研修環境の整備

<u>事業実施主体は、以下のアから才までにより、(2)の研修の実施に</u>必要な環境整備を行う。

- ア 農業用機械・設備の導入 (購入、リース又はレンタル) 又は改良
- <u>イ</u> 農業用ハウスのリノベーション (気密性や保温性の向上など機能強化に必要となる改修等に限る。)
- <u>ウ</u> 研修ほ場の設置 (研修の実施に必要となるほ場の借上げ、肥培管理 等)
- エ 研修コンテンツの作成・利用
- 才 その他研修の円滑な実施に必要な取組(研修の実施に要するデータ収集・分析、受講者の募集や研修情報の発信等に必要なウェブサイトの作成・運営、農場等における ICT 環境の整備、指導者向け研修の実施、研修効果を把握するための調査等)

(4) 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

事業実施主体は、農業者が新たな技術等を円滑に導入・活用できるよ

う、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。

第5 補助対象経費

補助対象経費は、別表1に掲げるものとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額を確認できる経費とする。ただし、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組については、本事業の補助対象としない。

第6 留意事項

- 1 事業実施主体は、受講者の健康管理や事故防止に十分配慮すること。
- 2 研修の実施に支障が生じない場合に限り、研修の対象に、学生や就農希望 者等の農業者以外の者を含めることもできることとする。
- 3 研修の実施や研修コンテンツの作成等のため、パソコン、カメラ、ソフトウェア等の物品を直接必要とする場合、原則としてリース又はレンタル(以下「リース等」という。)によることとし、リース等によることが困難な場合又はリース等によるよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できることとする。
- 4 事業実施主体は、本事業により作成した研修コンテンツについて、農業大学校や農業高校等の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努める。
- 5 e-ラーニングなど、受講者によって受講に係る所要時間が異なる形態により研修を実施する場合、同内容の研修を対面により実施した場合に要する時間を研修時間として計上できることとする。
- 6 事業実施主体は、必要に応じて、第3の1に掲げる団体等以外の者を本事業に参画させることができる。
- 7 施設用地の整地や改良などの整備費は補助対象としない。
- 8 農業機械等の導入(ただし、レンタルを除く。以下同じ。)又は改良に係る留意事項は、以下のとおりとする。
- (1) 本事業により導入する農業機械等は、研修に必要な農業機械(アタッチメントを含む。) 又は農業設備(以下、「農業機械等」という。) であっ

- て、原則として新品のものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
- (2) 研修に必要な農業機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎 用性の高い機械等(例:運搬用トラック、ショベルローダー、バックホ 一等) については、補助対象としない。
- (3) 既存の農業機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること (いわゆる更新) に要する経費は補助対象としない。また、既に存在する農業機械等のメンテナンスや消耗品の交換等のみを行う場合も、補助対象としない。
- (4) 本事業により導入又は改良した農業機械等は、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組において利用しない時間帯や期間がある場合には、農業教育機関や研修施設等において使用できる。ただし、農業経営体等の営農活動等の用途で使用しないこと。
- (5) 導入した農業機械等は、施錠可能な場所での保管、動産総合保険等の加入など、恣難や天災等に対する措置を講じ、適切な管理に努めること。
- (6) 農業機械等の導入に当たっては、一般競争入札の実施、農業資材比較 サービス (AGMIRU「アグミル」) の活用、複数の業者から見積り を提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- (7)事業実施主体は、導入又は改良した農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。
- (8) 本事業で導入又は改良した農業機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)を適用しない。
- (9)農業機械等をリース導入する場合は以下の点に留意する。
 - ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。
 - イ リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」とい

- う。) については、次の算式によるものとする。
- 「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×助成率 (1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

 「リース物件購入価格 (税抜き)」×

 (「リース期間」÷「耐用年数」)×

 助成率 (1/2以内)

 「リース料助成額」= (「リース物件購入価格 (税抜き)」ー

 「残存価格」)×助成率 (1/2以内)

第7 事業実施計画等の提出

- 1 事業実施主体は、別紙様式第2号により事業実施計画を作成し、キャリアアップ計画と併せて、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。
- 2 <u>都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及びキャリアアップ</u> 計画について、事業実施主体が本事業の実施主体として適当であるか、実 施予定の取組が効果的なものと認められるか等を審査し、別表2のポイン ト表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県事業実施計画を 作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣 府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出する。
- 3 国は、2で提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、ポイントが高い順に予算の範囲内で採択する。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。地方農政局長は、採択されることになった都道府県事業実施計画を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に通

知するものとする。

- 4 <u>都道府県事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を</u> 行う場合は、1及び2前段に掲げる手続に準じて行う。
- 5 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。
- 6 全国事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う 場合は、5に掲げる手続に準じて行う。

第8 補助金の交付等

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の 実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。
- 3 本事業における都道府県あたりの国費要望額の上限は、3,500 万円とする。
- 4 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第7の3により承認された都道 府県事業実施計画に基づき、事業実施主体に対し補助金を交付する。ただ し、都道府県が事業実施主体になる場合には、この限りでない。
- 5 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成する こととし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものと する。

第9 事業実績の報告

- 1 事業実施主体は、別紙様式第2号により事業実績報告を作成し、事業完了 の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか 早い期日までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実 施場所の都道府県知事へ報告する。
- 2 <u>都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3か月以内に、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局</u>長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

3 全国農業委員会ネットワーク機構は、2により報告を受けた都道府県事業 実績報告を基に、別紙様式第5号により全国事業実績報告を作成し、補助事 業の完了年度の翌年度7月末日までに経営局長に報告する。

第 10 成果目標等

事業実施主体は、キャリアアップ計画において、以下のとおり成果目標 を設定し、その達成に努める。

<u>1</u> 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、第4の1の(1)のアから工までに掲げる研修テーマごとに、以下に掲げる成果指標に対応した具体的数値を定めることとする。ただし、これらによる目標設定が難しい場合は、補足可能な任意の指標を用いて、定量的な目標を設定することができる。

- (1) 第4の1の(1) のアに係る成果指標 スマート農業技術に取り組む農業経営体の数
- (2) 第4の1の(1) のイに係る成果指標 有機農業の取組面積又は有機 JAS 認証を取得した農地面積
- (3) 第4の1の(1) のウに係る成果指標 受講者のうち経営力の向上が認められた者の割合 なお、経営力の向上が認められた者とは、以下のいずれかに該当す る者を指すこととする。
 - ア 売上高の 10%以上の拡大
 - イ 経営コストの10%以上の縮減
 - ウ 経営面積の10%以上の拡大
 - 工 雇用者数の 10%以上の増加
 - オ 新たに法人化した
 - カ 新たに6次産業化に取り組んだ
 - キ 新たに輸出に取り組んだ
 - ク 独立就農した
 - ケ 農業法人等の役員、部門責任者等に登用された
- (4) 第4の1の(1) のエに係る成果指標

研修目的等に応じて、定量的な目標を設定する。

- 3 成果報告及び取組実績・予定等の報告
 - (1) 成果報告
 - ア 事業実施主体は、事業の成果の検証及び他の地域への波及を図る ため、事業実施年度に実施する研修において、受講者へのアンケート 調査等を実施し、研修効果や課題等を把握する。
 - イ 事業実施主体は、アの結果も踏まえ、事業実施年度における取組の概要、受講者の声、研修の成果及び課題等を取りまとめた成果報告書を任意の様式により作成し、事業実施年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。都道府県知事は、速やかに、これを地方農政局長に提出する。
 - ウ 国は、イの成果報告書の内容について、公表できるものとする。
 - (2) 取組実績・予定等の報告
 - ア 事業実施主体は、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を、別紙様式第1号の1、3及び4により作成し、それぞれの年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。
 - イ 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度に おける取組予定を、別紙様式第1号の1及び4により作成し、それぞ れの年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。
 - <u>ウ</u> <u>都道府県知事は、速やかに、ア及びイにより提出された書類を地方</u> 農政局長に提出する。

第11 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体(協議会の構成員及び第3の1のただし書により事業に参画する団体等を含む。以下第11において同じ。)の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける

場合(ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。) は、利益等排除の対象となる。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)事業実施主体の関係会社
- 2 利益等排除の方向
 - (1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取 引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先 の直近年度の決算報告(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引 価格から利益相当額の排除を行う。
 - (3)事業実施主体の関係会社からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般 管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付 対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報 告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マ イナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除 を行う。
- (注)「製造原価」及び「販売費および一般管理費」については、それが当該 調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠 となる資料を提出するものとする。

第12 その他

- 1 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に 応じて以下の措置を講ずる。
 - (1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等について、法定 耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、 必要に応じ、事業実施主体から報告又は資料の提出を求め、事業実施 主体に対し、適切な指導を行う。
 - (2) 地方農政局長は、必要に応じ、都道府県知事又は事業実施主体に対

- し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。
- 2 事業実施主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が 困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等の法定耐用年数 が残存する間に研修用途での使用が困難となった場合は、その旨を速や かに都道府県知事に報告する。
- 3 2により事業実施主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の 内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受ける。
- 4 都道府県が事業実施主体となる場合は、第7及び第9については、作成したキャリアアップ計画、事業実施計画及び事業実績報告の都道府県知事への提出又は報告を不要とし、第10の3についてはそれぞれの指定の期日までに成果報告書等を地方農政局長に提出するものとする。

(別表1)

補助対象経費

第5関係

<u> </u>	
<u>区分</u>	<u>内 容</u>
謝金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部
	講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等
	の協力者に対する謝礼に要する経費。
	謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲
	を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。
	なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、
	謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付する
	ものとする。
	また、事業実施主体、協議会構成員等の事業に参画する
	者(以下、「事業実施主体等」という。)に対しては、謝金
	を支払うことはできない。
	<u> </u>
妆 典	事要な実施よったなに立西も可旋実施 次料面体 夕経
旅費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種
	調査、打合せ等に要する経費。事業実施主体等に旅費の支
	給に関する規程等がある場合は、当該規程によることがで
	きるものとする。

賃 金

事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、 事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に 対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等 の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、 後述する「その他」の区分により申請すること。

賃金単価については、事業実施主体等の賃金支給規則や 国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を 超えない妥当な根拠に基づき設定すること。

また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の 対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費(賞 与、住宅手当、退職給付金引当金等)については、除外し て申請すること。

設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金 等の支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付 するものとする。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。

また、事業実施主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。

<u>会計年度任用職員</u> 給与等

地方公共団体において会計年度任用職員に任用された 職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体 が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定 に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に 応じて助成対象とすることができる。

この場合、給与等が妥当であるかを精査するため、給与 等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申 請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業へ の従事割合及び従事内容を証明しなければならない。

専門員等設置費

事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、

分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務 を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニ ア等を新たに雇用した場合の経費。

専門員等設置費の単価については、事業実施主体及び取 組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識 の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。

なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、 上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。

専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する 業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。

<u>また、事業実施主体等は、当該事業に直接従事した従事</u> 時間と作業内容を証明しなければならない。

技能者給

事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。

技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に 係る基本給、諸手当(時間外手当等は除く。)、賞与及び法 定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められ た年間総就労時間で除した額とする(算定に当たっては、 退職給付金引当金に要する経費は除く。)。

なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、 単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものと する。

また、事業実施主体等は、「作業日誌」等を作成し、当該 事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しな ければならない。

農業機械・設備導入

事業を実施するために必要となる取得価格が 50 万円以上の研修用の機械等の購入・リースに必要な経費(これらの据付等にかかる経費も含む。)。

備品費

事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万 円以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な 経費(これらの据付等にかかる経費も含む。)。

消耗品費

事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未 満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種 事務用品等の調達に必要な費用。

印刷製本費

事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議 資料等の印刷製本の経費。

通信運搬費

事業を実施するため追加的に必要となる電話・インター ネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費(通常 の団体運営に伴って発生する経費は含まれない)。

使用料及び賃借料 事業を実施するため追加的に必要となる研修コンテン ツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用の機 械等、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及 び損料(通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含ま れない)。

役務費

事業実施主体や取組主体が直接実施することが困難で ある役務(WEBページ作成、翻訳、分析等)を他の事業 者等に依頼するために必要な経費。

委託費

事業の交付目的たる事業の一部分(研修コンテンツ等の 作成、データ解析等)を他の事業者等に委託するために必 要な経費。

その他

事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、会 場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分など他

の費目に該当しない経費。

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
 - 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別表2)

ポイント表

第7の2関係

1 共通評価項目

① 事業に幅広い関係者が関わっているか。	
第3の1に掲げる団体等について、	
<u>ア</u> <u>(1)~(6)の全ての構成員が含まれる又は参画している。</u>	<u>7</u>
<u>イ</u> <u>(1)~(6)のうち、5つの構成員が含まれる又は参画し</u>	<u>5</u>
<u>ている。</u>	
<u>ウ</u> (1)~(6)のうち、4つの構成員が含まれる又は参画し	<u>3</u>
<u>ている。</u>	
<u>エ (1)~(6)のうち、3つの構成員が含まれる又は参画し</u>	<u>1</u>
<u>ている。</u>	
② キャリアアップ計画が適切かつ具体的に記載されているか。	
<u>ア</u> <u>されている。</u>	<u>1</u>
<u>イ</u> <u>されていない。</u>	不選定
③ 幅広いテーマについて研修を行う取組か。	
第4の1の(1)に掲げる研修テーマについて、3つ以上のテー	2
マに取り組む。	

2 テーマ別評価項目

第4の1の(1) アからウまでに掲げるテーマから2つ選択し、テーマごとにポイントを付与し、以下のア及びイの合計をポイントとする。

<u>ア</u> 2つのうち、ポイントが高いテーマのポイント数 (ポイントが	同数の場合		
<u>イ</u> アでない方のテーマのポイント数を2で除した数			
<u>(1) 各テーマ共通</u>			
<u>④</u> <u>研修受講者数</u>			
<u>各テーマの受講者の延べ人数。</u>			
<u>ア</u> <u>1,000 人以上</u>	8		
<u>イ</u> <u>500 人以上</u>	<u>6</u>		
<u>ウ</u> 300 人以上	4		
<u>工 100 人以上</u>	2		
<u>⑤</u> <u>研修時間</u>			
各テーマの研修時間の合計。			
<u>ア</u> 160 時間以上	<u>8</u>		
<u>イ</u> 120 時間以上	<u>6</u>		
<u>ウ</u> <u>80 時間以上</u>	<u>4</u>		
<u>工</u> 40 時間以上	<u>2</u>		
⑥ 実施形態			
幅広い農業者が参加できる実施形態となっているか。			
ア 農閑期や夜間に研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。	<u>3</u>		
<u>イ</u> 農閑期や夜間に研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。	<u>1</u> <u>3</u>		
<u>ウ</u> オンライン形式による研修を実施し、幅広い技術等を取り	<u>3</u>		
扱う。			
<u>エ</u> <u>オンライン形式による研修を実施し、一部の技術等を取り</u>	1		
扱う。			
<u>オ</u> 産地等における出前講座を実施する。	2		
<u>(ア) 7回以上</u> (ス) 4回以上	<u>3</u>		
<u>(イ) 4 回以上</u> <u>(ウ) 1 回以上</u>	<u>2</u>		
<u> (7) I 四以上</u>	<u>1</u>		

⑦ 営農類型	
<u>・ 日本祭主</u> 第4の2の(2)に掲げる営農類型について、	
ア 6つ以上取り組む。	5
<u> </u>	<u>5</u>
-	<u>4</u> <u>3</u>
<u>ウ 4つ取り組む。</u>	3
<u>エ 3つ取り組む。</u>	2
<u>オ 2つ取り組む。</u>	1
⑧ 地域の農業者のニーズを満たす体系的な研修となっている	
<u>ታ،</u>	
ア 幅広い品目・技術等を取扱い、地域の農業者のニーズを満た	<u>4</u>
<u>す体系的な研修となっている。</u>	
<u>イ</u> 地域の農業者のニーズをある程度満たす研修となってい	2
<u> 3.</u>	
⑨ 他の地域への波及が期待される研修モデルとなっているか。	
<u>ア</u> 広く波及することが期待できる。	<u>6</u>
<u>イ</u> 一部地域への波及が期待できる。	3
⑩ 新規性・独創性の高い研修モデルとなっているか。	
ー ア 新規性及び独創性がいずれも高いものとなっている。	<u>6</u>
ー イ 新規性又は独創性が高いものとなっている。	3
① 研修指導者の確保・育成の目標	
—	
確保・育成の方針が明確に定められているか。	
ア 定められており、効果的な内容となっている。	4
	2
ウ 定められていない。	不選定
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u></u>

(2) スマート農業

② 当該都道府県におけるスマート農業に取り組む経営体の数を 目標年次までに拡大	
※特定の技術等について目標を設定する場合は、本事業において 研修を実施する技術等の中から3つ以上を選択し、当該技術の 増加率の平均値によりポイントを算定する。	
<u>ア</u> <u>160%以上</u> イ <u>150%以上</u>	<u>5</u> 4
<u>ウ 140%以上</u> エ 130%以上	$\frac{4}{3}$ $\frac{2}{2}$
<u>才</u> 120%以上	1
③ 中山間地域におけるスマート農業の普及に有効な研修内容と なっている。	<u>2</u>
④ スマートサポートチーム(注)との連携等により、スマート農業実証プロジェクト等で得られた成果を有効に活用し、地域に普及させる計画となっている。	<u>1</u>
⑤ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口 を設置している。	2

注:過去にスマート農業実証プロジェクトに参画した者を含めたスマート農業技術の活用を支援するチーム。(参照 URL: https://www.naro.go.jp/smartnogyo/suishin-kyogikai/smart_support_list.html)

(3) 環境と調和のとれた農業

<u>⑥</u> 当該都道府県における有機農業の取組面積又は有機 J A S 認	
証を取得した農地面積を目標年次までに拡大	
<u>ア</u> 150%以上	8
<u>イ</u> 140%以上	7
<u>ウ</u> 130%以上	<u>6</u>
<u> 王</u> 120%以上	<u>4</u>
<u>オ</u> <u>110%以上</u>	2
⑪ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口	2
<u>を設置している。</u>	

(4)農業経営

18 受講者のうち目標年次までに経営力の向上が認められた者	
<u>の割合</u>	
※ 受講者にアンケート調査等を実施の上、受講者の7割以上	
又は 50 名以上から回答を得て、達成状況を把握するよう努	
<u>めるものとする。</u>	
<u>ア</u> <u>90%以上</u>	<u>5</u>
<u>イ</u> <u>80%以上</u>	4
<u>ウ</u> <u>70%以上</u>	4 3 2
<u>工</u> <u>60%以上</u>	2
<u>オ</u> <u>50%以上</u>	1
・農業者のキャリアステージに応じた研修となっているか。	
<u>ア</u> 新規就農者を対象とした研修を実施	<u>各1</u>
<u>イ</u> <u>就農後概ね5年以上の農業者を対象とした研修を実施</u>	
ウ 次期経営者候補を対象とした研修を実施	
<u>エ</u> 経営者を対象とした研修を実施	
② 女性参画や農福連携など、多様な人材の活躍に資する研修を	1
実施する計画となっている。	

(別記7 別紙様式第1号)

令和 年度 農業者キャリアアップ計画

番号年月日

都道府県知事 殿

<u>所在地</u> 事業実施主体名

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年4月3日29付け3経営第3142号)

別:	己7の第4の1の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ計画を提
出	<u>たる。</u>
*	第10の3の(2)のアに基づく報告は本様式の1、3及び4の(1)から(5)
	までにより、同イに基づく報告は本様式の1及び4により、それぞれ行うもの
	<u>とする。</u>
	記
1	事業実施主体の概要
	事業実施主体名
	代表者
	<u>住所</u>
	協議会の構成員
	研修実施機関名
2	基本情報
	地域農業の現状
	地域農業の目指
	<u>す姿</u>
	農業経営体の育
	成方針

3 <u>成果目標</u> (
(1) 成果且標年度 令和 年度 ← 1 (2) 成果目標←								
研修テーマロ	成果指標↔	基準値 (注)		目標の達成状況←	3	且標値↩		
※ 該当する部分を		4	事業実施年度↩		翌々年度↩	会和●		
記載すること。		<u>令和●年度</u> ↩		<u>令和●年度</u> ₽	<u>令和●年度</u> ₽			
ア スマート農業	スマート農業技術に取り組む農業経営体の数。	43	4	4	4	47		
→	※ 特定の技術等について目標を設定する場合は、本事業におい て研修を実施する技術等の中から3つ以上を選択し、選択し							
	た技術等について、それぞれ現状値及び目標値を記載するこ							
	<u>Ł.</u> 0							
イ 環境と調和のとれ	有機農業の取組面積又は有機 JAS 認証を取得した農地面積⇔	4	43	43	43	43		
た農業は	ert ble ert tilt der og 2 se brit delt be og det i 100 det og de 100 det og de 100 det		1.			<u> </u>		
ウ 農業経営	研修受講者のうち経営力の向上が認められた者の割合。なお、経 営力の向上が認められた者とは、以下のいずれかに該当する者を	4	P	4	4	4		
	当力の向上が認められた者とは、以下のパリテれがに該当りる者を 指すこととする。←							
	ア 売上高の10%以上の拡大↔							
	<u>イ 経営コストの10%以上の締成</u>							
	ウ 経営面積の10%以上の拡大。							
	エ 雇用者数の10%以上の増加。							
	オ 新たに法人化した。							
	カ 新たに6次産業化に取り組んだ↔ 主 新たに輸出に取り組んだ↔							
	<u> </u>							
	<u>ケ 農業法人等の役員、部門責任者等に登用された</u> ↔							
エ その他農業者の技		4	4	4	4	4		
能向上、経営発展等	※研修目的等に応じ、定量的な目標を設定→							
<u>に資するテーマ</u> ○ 注・「其準値」とは 3	 事業実施年度の前年度における値を記載すること。↓							
14. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	- Particular - AZOVBUTTZ (C 4047 - W HE C BURY Y - W C C 8 - T							
	7.1.7T (6:31 ==							
<u>4</u> <u>テーマ別研修計画</u>								
	修テーマごとに、別々に記載す?	ること						
<u> </u>	シュー・CCIC、カティCHURA 7	<u>v – – o</u>	<u> </u>					
(1) 研修す	テーマ							
<u>テー</u>	<u>マ名</u>							
[]			
(2) 営農類	類型ごとの目指すべき生産・経営	営モデ	ル					
				IT I IN FI	いままか	フ払		
	営農類型ごとに、導入する技術	寺の種	<u> </u>	.により見	上込まれ	つ 纫		
果領	等を記載すること。							
	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>							

_(:	3)技術等の習	得・普及に向けた方針↩		
堂	技術等の種	技術等の習得・普及の状況、課題	習得・普及の目標←	且標達成に向けた研修等の実施方針。
農	麵↔		※できるだけ定量的	
類			<u>に記載すること。</u> ↩	
<u> 型</u> ∈				
水	自動操舵シス	・・・により、ごく一部にとどま	<u>50%</u> ↔	※ 地域における技術等の普及状況、農業者の経営規模やキャリアステージ↔
田	<u>₹4</u> 0	<u>っている。</u> ↩	<u>(令和○年度)</u> <	<u>(新規就農者、次期経営者候補、経営者等)、当該地域の地理的・自然的条</u>
進€				<u>件等を踏まえ、他の地域への波及も見据えた体系的な研修モデルとするこ</u>
				<u>} .</u> 4
				※ 関係機関の役割を明確にすること。↩
				※ 別表2に掲げる評価項目との関係が明確に分かるようにすること。
	直進アシスト	43	4	43
	<u>付き田植え機</u> ↩			
	水管理システ	4	4	ل ا
	<u>4</u> 0			
	<u>ドローン</u> 4	4	4	۵
	リモートセン	4	4	٩
	<u>シンガ</u> ₽			

[※] 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。

(4)	研修の目	体的内容€

(4		ADJAC						
蒕	技術等の内容	研修内容←	対象者↩	実施時期/回	定員↩	場所↩	護師↩	機械等の調達方法
農				数/時間↩	<u>(受講者数)</u> ↩			※農業機械等を利
麵								用する場合のみ記
<u>₩</u> ⇔								<u>≢t</u> .
水	自動操舵シス	<u>(これまでの取組)</u> ←	↩	43	43	43	43	←3
田	<u>₹4</u> 4	<u></u> e						
Œ₽		_(事業実施年度における取組)_←	4	4	4	4	4	42
		<u></u>						
	直進アシスト	₽	₽	4	₽	4	4	←3
	<u>付き田植え機</u> ↩							
		4	←3	4	←1	↩	4	←
	水管理システ	4	43	4	↩	4	4	₽
	<u>∠</u>							
		4	↩	4	←3	4	4	<i>Q</i>
	<u>ドローン</u> ←	4	←3	4	↩	4	4	₽
		4	₽	4	4	4	4	₽
	リモートセン	4	4	4	4	4	4	4
	<u>シンガ</u> ⇔							
		4	<i>\infty</i>	4	↩	4	4	4

- ※ 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。
- ※ 「研修内容」には、第4の3の(2)に記載した実施形態が分かるように記載すること。←
- ※ 「対象者」には、受講者となる農業者の数と、学生や就農希望者等の農業者以外の者の数を区別して記載すること。
- (5) 指導者の育成に関する方針(状況)
 - ※ 研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた取 組方針(状況)を記載。

(0) 亚维纳克扎克对亚克里 一种用	
(6)受講後に対するフォローアップ体制	
※ 研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるようにす	
るための相談体制、関係機関の役割等を記載。	
(7)研修モデルの波及性、新規性及び独創性に関する考え方	
※波及性、新規性及び独創性に関する考え方は、取り組む研修テーマごとに、以下の点	
を踏まえて記載すること。	
・波及性:事業実施地区の取組を参考に、他の地域においても類似の研修等が実施で	
きるものとなっているか。	
・新規性:事業実施地区において、これまで類似の研修等を実施していないものとな	
っているか。	
・独創性:他の地域を含め、類似の研修等が見られないものとなっているか。_	

(別記7 別紙様式第2号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業 実施計画 (実績報告)

 番
 号

 年
 月

 日

都道府県知事 殿

<u>所</u> 在 地 事業実施主体名

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号) 別記7の第7の1(実績報告の場合は第9の1)の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ支援事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

- 1 取組内容及び経費
- ※ 第4の2に対応し、該当する部分を記載すること。

(1) 推進会議の開催

取組概要				
	<u>負担区分(円)</u>			
事業費 (消費税込 み) (円)	国庫補助 都道府県 市町村費 その他			
<u> 完了年月日</u> <u>(予定)</u>				

(2) テーマ別研修計画に基づく研修の実施

取組概要				
	負担区分(円)_			
<u>事業費 (消費税込み) (円)</u>	<u>国庫補助</u> 金	<u>都道府県</u> 費	市町村費	<u>その他</u>
<u> 完了年月日</u> <u>(予定)</u>				
<u>備 考</u>				

(3) 研修環境の整備

ア 農業用機械・設備の導入又は改良

導入する農業機械等(名称、規格・規模、台数等)				
		<u>負担区分</u>	<u> </u>	
<u>事業費 (消費税込み)</u> (円)	<u>国庫補助</u> 金	<u>都道府県</u> 費	市町村費	<u>その他</u>
<u>完了年月日</u> <u>(予定)</u>				
備 考				

<u>イ</u> 農業用ハウスのリノベーション

取組概要

改修する農業用ハウ				
<u>ス</u> <u>(規格・規模等)</u>				
事業費 (消費税込	国庫補助	<u>負担区分</u> 都道府県		
<u>事</u> 来質 (ਜ 質 枕 丛 み) (円)	<u>国庫補助</u> <u>金</u>	<u> </u>	市町村費	その他
完了年月日				_
<u> </u>				
備考				
ウ 研修は場の設置	 			
<u>取組概要</u> ほ場の概要				
<u>(位置、総面積、</u>				
うち借上げ面積)		 負担区分	<u>〉</u> (田)	
事業費 (消費税込	国庫補助	<u>新道府県</u>		この仙
<u>み) (円)</u>	<u>金</u>	<u>費</u>	市町村費	<u>その他</u>
<u> 完 了 年 月 日</u> <u>(予 定)</u>				
<u>備 考</u>				
<u>エ</u> 研修コンテンツの	り作成・利用			
<u>取組概要</u>			ン (田)	
	<u> </u>	<u> </u>	<u> 7 (17)</u>	

<u>事業費 (消費税込み)</u> (円)	<u>国庫補助</u> 金	<u>都道府県</u> 費	市町村費	その他
<u> 完了年月日</u> <u>(予定)</u>				
備考				

オ その他研修の円滑な実施に必要な取組

取組概要				
	<u>負担区分(円)</u>			
<u>事業費 (消費税込</u> み) (円)	<u>国庫補助</u> 金	<u>都道府県</u> 費	市町村費	<u>その他</u>
<u> 完了年月日</u> <u>(予定)</u>				
<u>備 考</u>				

(4) 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

取組概要				
	負担区分(円)			
<u>事業費 (消費税込</u> み) (円)	<u>国庫補助</u> 金	<u>都道府県</u> 費	市町村費	<u>その他</u>
<u> 完了年月日</u> <u>(予定)</u>				
備 考				

(5)(1)~(4)の合計

<u>総事業費 (消費税込み) (円)</u>	<u>負担区分(円)</u>			
	国庫補助都道府県 金市町村費その他			

- **2** 添付書類
- (1) 見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- (2)農業機械等の規模算定根拠
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) 財産管理台帳の写し(実績報告時のみ)
- (5) その他参考となる資料
- (注) 1 記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 2 添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合 は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付 を省略することができる。

(別記7 別紙様式第3号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業 都道府県事業実施計画 (実績報告)

番号年月日

地方農政局長 殿

都道府県知事

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号) 別記7の第7の2(実績報告の場合は第9の2)の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ支援事業都道府県事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(事業実施主体名、 総事業費、取組内容ごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日) などを記載すること。

(別記7 別紙様式第4号)

<u>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち</u> 農業者キャリアアップ支援事業都道府県事業実施計画承認書

番号年月日

○○県知事○ ○ ○ 殿

○○農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度新規就農者育成総 合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業都道府県事業実施計画について は、承認する。

(別記7 別紙様式第5号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業 全国事業実施計画 (実績報告)

 番
 号

 年
 月

 日

農林水産省経営局長 殿

<u>所在地</u> 事業実施主体

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号) 別記7の第7の5 (実績報告の場合は第9の3)の規定に基づき、下記のとおり農 業者キャリアアップ支援事業全国事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

- ※ 別添2の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県の計画を まとめた表(都道府県名、総事業費、取組内容ごとの国庫補助金、その他の経費 区分、完了予定年月日)などを記載すること。
- 附 則 (令和5年3月28日付け4経営第2636号)
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第5の1の(6)、別紙様式第4号、第6号及び別記2については、この通知による改正後の同要綱の規定を適用する ものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後 の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。